

姫路市 都市計画 マスタープラン



2026 ▷ 2050

HIMEJI CITY PLANNING MASTER PLAN



はじめに

姫路市では、平成 18 年（2006 年）に都市計画の指針となる「姫路市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、東日本大震災や人口減少社会、超高齢社会の到来などによりまちづくりの方向性の転換が必要となったことから、平成 27 年（2015 年）に改定を行いました。この改定では、持続可能な都市の構築に向けてコンパクトな市街地の形成を実現する「多核連携型都市構造」を目標とし、その実現のための取組を進めてまいりました。

一方で、さらなる人口減少や少子高齢化の進行、高度情報化による新しい社会の到来、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた動きなど、本市を取り巻く環境は近年大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、このたび「姫路市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。新たなプランでは、姫路市の多様な歴史文化やものづくり産業、豊かな自然環境を生かしつつ、市内各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化や各地域間を結ぶ交通体系の強化の観点を新たに加えた「多核連携型都市構造」の構築を目指します。また、「都市の魅力のさらなる向上」として、国際的な都市の実現に向けた取組も進めます。

本計画で目指すまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政が連携し、適切な役割分担により取組を進めていく必要があります。私たちの「ふるさと・ひめじ」をこれからも選ばれるまちとして未来へつないでいくため、皆様とともに、目指す都市構造の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

最後に、本マスタープランの改定にあたり、多大なご尽力を賜りました姫路市都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、都市計画の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年（2026 年） 3 月

姫路市長

清元秀泰



目次

第1章 都市計画マスタープランについて	1
1 目的	2
2 見直しの背景	2
3 位置付け	3
4 構成等	3
(1) 対象区域	
(2) 目標年次	
(3) 構成	
第2章 姫路市の市勢	5
1 地理的・自然的特性	6
2 都市形成の沿革	7
3 社会的特性	8
(1) 多様な歴史文化	
(2) 多彩な企業が立地するものづくり拠点	
(3) 圏域の中心的な役割を担う連携中枢都市	
4 人口	11
(1) 人口の推移	
(2) 世帯数の推移	
(3) 区域区分別人口	
(4) 地区別人口の推移	
第3章 都市づくりの目標〈全体構想〉	15
1 都市ビジョン	16
(1) 都市づくりの原点	
(2) 目指す都市像	
(3) 目標とする都市構造	
(4) 拠点の方向性	
2 都市づくりのフレーム	21
(1) 目標年次における設定人口	
(2) 都市計画区域の方針	
(3) 区域区分の方針	
3 まちづくりの方向性	23
視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成	
視点2 人口減少・超高齢社会への適応	
視点3 都市の魅力のさらなる向上	
視点4 ものづくり産業の維持・振興	

- 視点5 地域資源を生かした都市づくり
- 視点6 環境にやさしいまちづくり
- 視点7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保

第4章 分野別の基本方針〈全体構想〉 29

1 土地利用	30
(1) 基本的な考え方	
(2) 基本となる土地利用	
(3) 市街化調整区域におけるまちづくり	
2 交通	38
(1) 基本的な考え方	
(2) 公共交通	
(3) 道路	
(4) 自転車利用環境	
3 水と緑	45
(1) 基本的な考え方	
(2) 自然・田園環境	
(3) 公園・緑地	
(4) 都市緑化	
4 市街地整備	48
(1) 基本的な考え方	
(2) 既成市街地	
(3) その他の市街地	
(4) 住環境	
5 生活環境	51
(1) 基本的な考え方	
(2) 下水道・水道	
(3) その他の供給処理施設	
(4) 再生可能エネルギー	
6 防災	53
(1) 基本的な考え方	
(2) 防災拠点の整備とネットワークの形成	
(3) 地震・津波対策	
(4) 水害・土砂災害対策	
(5) 地域防災力の向上	
7 景観	56
(1) 基本的な考え方	
(2) 景観構造と類型	
(3) 魅力ある都市空間の創出	

第5章 地域の将来像〈地域別構想〉 59

- 1 地域区分の設定 60
- 2 城央エリア 61
 - (1) 地域づくりの目標
 - (2) 地域づくりの方針
- 3 南西エリア 68
 - (1) 地域づくりの目標
 - (2) 地域づくりの方針
- 4 南東エリア 75
 - (1) 地域づくりの目標
 - (2) 地域づくりの方針〈陸地部〉
 - (3) 地域づくりの方針〈島しょ部〉
- 5 北東エリア 84
 - (1) 地域づくりの目標
 - (2) 地域づくりの方針〈北東エリア（南部）〉
 - (3) 地域づくりの方針〈北東エリア（北部）〉
- 6 北西エリア 94
 - (1) 地域づくりの目標
 - (2) 地域づくりの方針〈北西エリア（南部）〉
 - (3) 地域づくりの方針〈北西エリア（北部）〉

第6章 実現化方策 104

- 1 市民との協働によるまちづくり 105
- 2 土地利用の規制と誘導 105
- 3 都市計画マスタープランの見直し 106

用語解説 108

姫路市のキャラクター**しろまるひめ**と、お城高校1年生でまちづくりの勉強をしている**としくん**と**けいちゃん**。

今回、姫路市都市計画マスタープランが改定されるみたいだけど、分からないことがいっぱい。姫路市都市計画課の職員に、分からないことを聞いていこう！



しろまるひめ

都市計画マスタープランってなんだろう？



としくん

何か難しそうだよな。



けいちゃん

まちづくりの基本となるものなのかなあ。

都市計画マスタープランは、姫路市のまちの将来像を定めるものだよ。



都市計画課職員

道路や公園などの整備の長期的な取組の方向を示していくよ。これから詳しくみていくね。



都市計画課職員

1

第 1 章

都市計画マスタープランについて



1 目的

都市計画マスタープランは、市民・事業者等の理解と協力の下、雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を図るため、その前提となる土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定めるものです。また、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向を明らかにするものです。

2 見直しの背景

本市では、平成18年（2006年）に旧姫路市の、平成12年（2000年）に旧香寺町の都市計画マスタープランを策定し、その後、人口減少・超高齢社会の到来、東日本大震災を契機とした安全・安心なまちづくりへの要請等に対応するため、平成27年（2015年）に前計画となる「姫路市都市計画マスタープラン」を策定しました。また、平成30年（2018年）には、持続可能な都市構造の構築に向けて、公共交通の充実を図りながら、住宅や市民生活を支える都市機能の立地の適正化を図るための「姫路市立地適正化計画」を策定しました。

前計画の策定時から現在に至るまでにおいても、人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題が生じています。そのため、令和3年（2021年）に策定した「姫路市総合計画」や都市施設整備の進捗等を踏まえつつ、本市を取り巻く環境の変化や新たに生じた課題に的確に対応するため、「姫路市都市計画マスタープラン」を改定します。

■本市を取り巻く環境の変化

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 市民の意識や公共サービスの変化
- 高度情報化による新しい社会の到来
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた動き
- 大規模自然災害等への危機感の高まり
- 新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢の変化



前回改定した時から、姫路市を取り巻く環境は大きく変わってるんだね！

そうなんだ。これまでと同じ取組を進めるのではなくて、都市計画マスタープランを改定して新たな課題に対応する方針を示すことで、時代の変化に適応したまちづくりを進めていくよ。

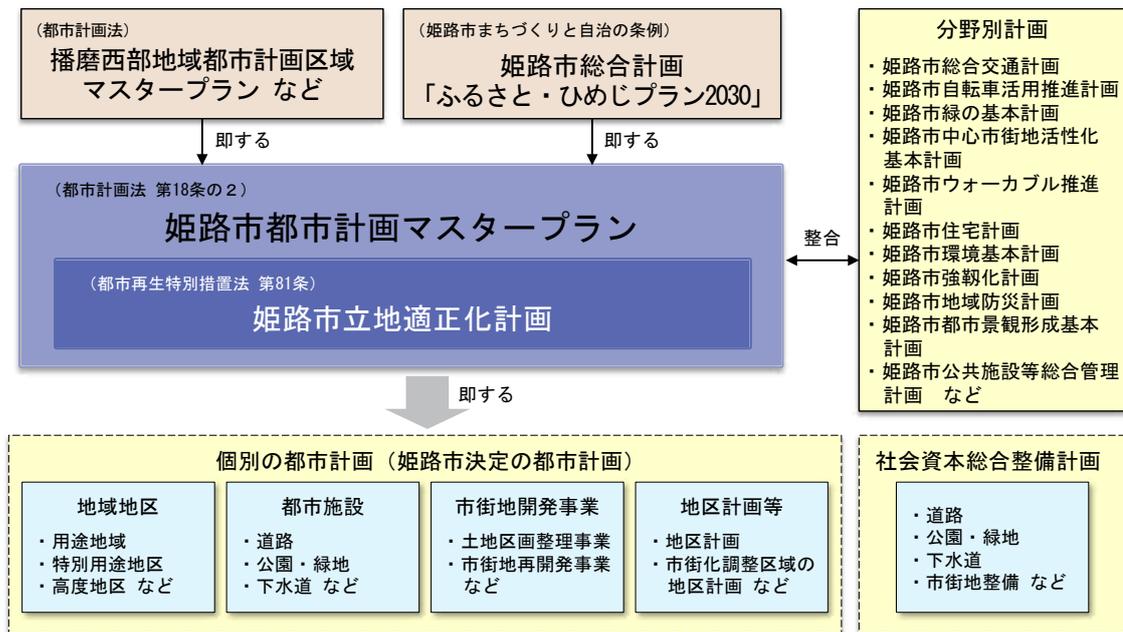


3 位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、兵庫県が定める「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」等や本市の最上位計画である「姫路市総合計画」に即し、各分野の関連計画との整合・連携を図りながら本計画を推進します。

また、都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針となるほか、「社会資本総合整備計画」の上位の方針として位置付けます。

■本計画の位置付け



4 構成等

(1) 対象区域

対象区域は、都市計画区域を中心とした市内全域（約 534 km²）とします。

(2) 目標年次

目標年次は、令和 32 年（2050 年）とします。ただし、上位計画等が改定された際には、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(3) 構成

市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ブロックごとに定める「地域別構想」の 2 段階構成とします。

■本計画の構成

全体構想・・・目指す都市像と将来都市構造を定めた上で、その実現に向けた分野別の基本方針を明らかにします。

都市づくりの目標

- 目指す都市像
- 目標とする都市構造

分野別の基本方針

- 土地利用
- 生活環境
- 交通
- 防災
- 水と緑
- 景観
- 市街地整備



地域別構想・・・全体構想を基本として市域を地域ごとに区分し、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。本市の地勢、交通網、沿革等を考慮し、市域を5つに分けた「エリア」を単位とします。

地域づくりの方針

- 城央エリア
- 南西エリア
- 南東エリア
- 北東エリア
- 北西エリア



実現化方策・・・将来像の実現に向けた取組と都市計画マスタープランの見直しの考え方を示します。

第 2 章

姫路市の市勢

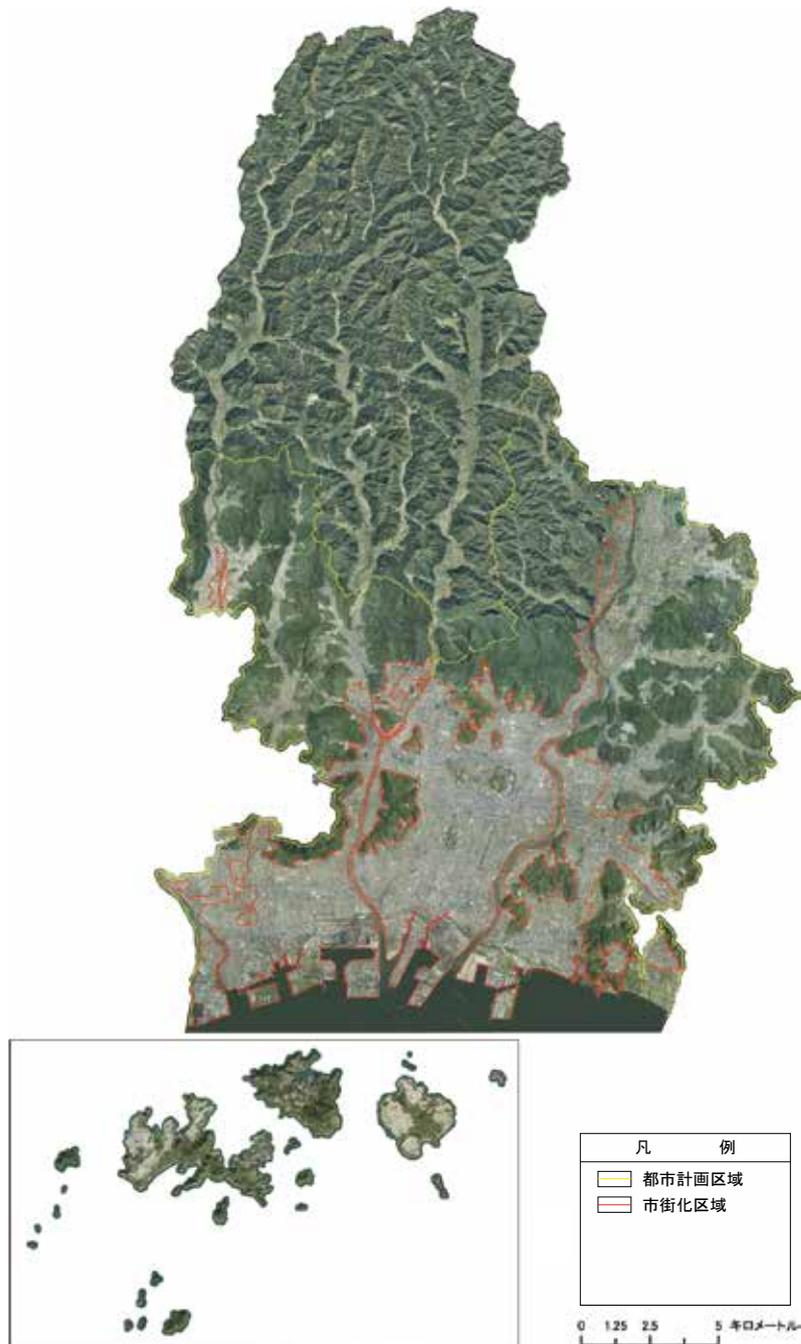


1 地理的・自然的特性

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約 36 km、南北約 56 km、総面積は約 534 km²です。

北部は、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高 700~900m 級の山並みが連なっています。中南部は、J R 姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在しています。また、市川、夢前川、揖保川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小 40 余りの島が点在し、群島を形成しています。

気候は瀬戸内海気候に属し、年降水量、降水日数ともに比較的少なく、四季を通じて温和な日が多い、自然災害の少ない地域です。

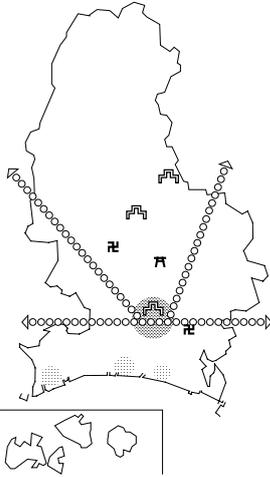


■市域の航空写真

2

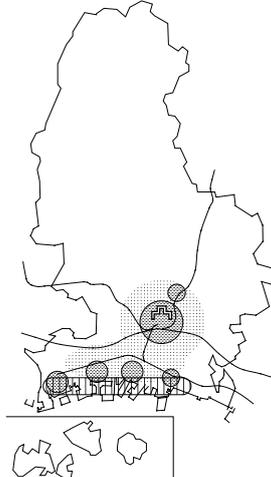
都市形成の沿革

第1段階
城下町としての発展



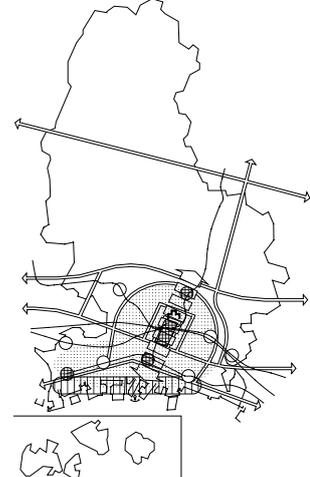
・近世初めには、現在の5層の天守閣を持つ城郭が築城され、江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心となる。

第3段階
戦後の復興と市街地の拡大



・戦災復興事業により、大手前通りなど市街地の骨格が形成される。
・郊外部で住宅開発が進み、無秩序な市街地の拡大に伴う都市環境の悪化等の問題が生じる。

第5段階
人口減少社会の到来と少子高齢化の進展



・中核市に指定される。また、近隣4町と合併し現在の市域となる。
・平成27年(2015年)以降、人口動態は増加から減少へと転換している。

明治～昭和初期

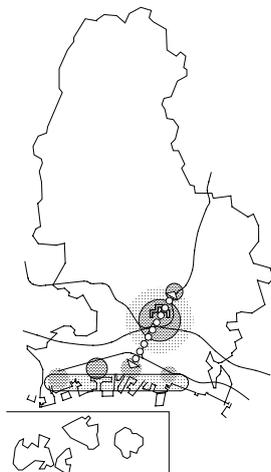
昭和後期

～江戸時代

昭和中期

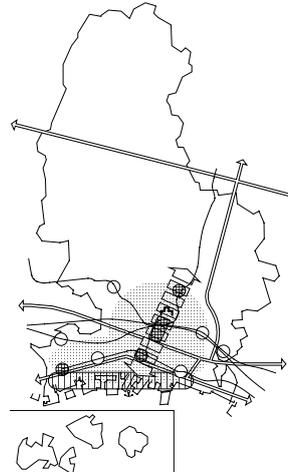
平成～

第2段階
軍都及び工業都市



・明治22年(1889年)に、姫路市として市制を施行。
・繊維・紡績業等の軽工業が発展するとともに、臨海部に製鉄業等の重工業が進出し、人口の集積に伴い市街地が拡大する。

第4段階
高度成長期から安定成長期へ



・新幹線やバイパスなどが開通する。
・無秩序な市街地拡大の抑制と計画的な市街化を図るため、区域区分が決定される。

3 社会的特性

(1) 多様な歴史文化

- 兵庫県下には11件（14棟）の国宝建造物があります。これは奈良県、京都府、滋賀県に次いで全国4番目の件数であり、このうちの10件が集中するのが播磨地域です。国宝建造物に代表される歴史と文化の宝庫といえる播磨地域において、特筆すべきものが世界遺産姫路城です。
- 姫路城に加えて、本市には円教寺、広峯神社、弥勒寺、古井家住宅、随願寺の重要文化財があります。また、播磨国分寺跡、瓢塚古墳、置塩城跡といった史跡等があるほか、姫路城の旧城下町、西国街道などかつての街道に面した旧宿場町、飾磨・網干の港町、林田の旧陣屋町等には、当時の暮らしや町の形態を偲ぼせる遺構が残されています。このような多様な歴史と文化は現在、町並みや景観形成等にも生かされ、市域又は広域における観光資源としての役割も果たしています。
- 祭り屋台等の伝統行事は、コミュニティの活力の源泉となっており、自治会や地域の各種団体が祭りをはじめ、運動会や清掃活動など地縁的な活動を展開しています。

■兵庫県下の国宝建造物

	名称	種別	指定年月日	所在地
1	姫路城 大天守	近世以前／城郭	昭和26年（1951年） 6月9日	姫路市
2	姫路城 西小天守	近世以前／城郭	昭和26年（1951年） 6月9日	姫路市
3	姫路城 乾小天守	近世以前／城郭	昭和26年（1951年） 6月9日	姫路市
4	姫路城 東小天守	近世以前／城郭	昭和26年（1951年） 6月9日	姫路市
5	姫路城 イ、ロ、ハ、ニの渡櫓	近世以前／城郭	昭和26年（1951年） 6月9日	姫路市
6	一乗寺 三重塔	近世以前／寺院	昭和27年（1952年） 3月29日	加西市
7	浄土寺 浄土堂(阿弥陀堂)	近世以前／寺院	昭和27年（1952年） 3月29日	小野市
8	鶴林寺 本堂	近世以前／寺院	昭和27年（1952年） 11月22日	加古川市
9	鶴林寺 太子堂	近世以前／寺院	昭和27年（1952年） 11月22日	加古川市
10	朝光寺 本堂	近世以前／寺院	昭和29年（1954年） 3月20日	加東市
11	太山寺 本堂	近世以前／寺院	昭和30年（1955年） 6月22日	神戸市西区

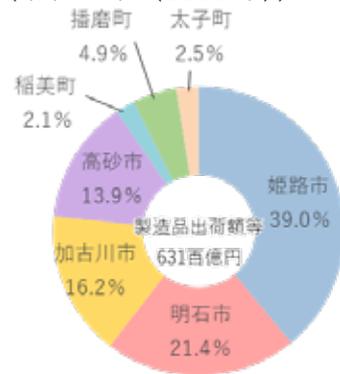
資料：文化庁「国指定文化財等データベース」

注：令和6年（2024年）3月現在

(2) 多彩な企業が立地するものづくり拠点

- 本市を含む播磨臨海地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町の4市3町）の製造品出荷額等は約6兆円（令和4年（2022年））であり、関西圏全体の約12%を占めるものづくりの拠点を形成しています。全国的に見ても、播磨臨海地域の人口は約128万人（令和2年（2020年））ですが、製造品出荷額等は、すべての政令指定都市と東京特別区をしのぐ規模となっています。
- 播磨臨海地域の中心となる本市の臨海部では、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所広畑地区、山陽特殊製鋼株式会社、株式会社ダイセル姫路地区、株式会社日本触媒姫路製造所など鉄鋼、化学等の基礎素材産業が多く立地しているほか、LNGを利用した火力発電所とガス工場等が立地しています。
- 内陸部では、中国縦貫自動車道や播但連絡道路沿いの工業団地を中心に、電気・一般機械等の多彩な企業が立地しています。
- 皮革、鎖など特色ある地場産業や姫路仏壇、明珍火箸等の城下町の伝統を受け継ぐものづくり産業が営まれています。

■ 播磨臨海地域の製造品出荷額等
(令和4年(2022年))

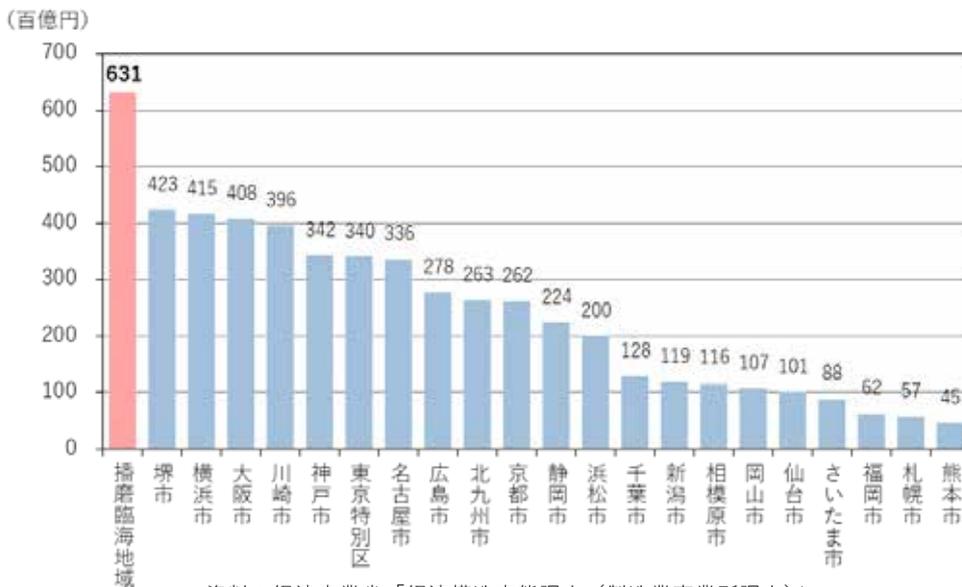


■ 関西圏内の製造品出荷額等構成比
(令和4年(2022年))



資料：経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

■ 製造品出荷額等の政令指定都市等との比較（令和4年（2022年））



資料：経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

(3) 圏域の中心的な役割を担う連携中枢都市

- 本市は、平成 27 年（2015 年）に近隣 7 市 8 町と播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協定を締結し、圏域で中心的な役割を担う連携中枢都市となりました。
- 連携中枢都市圏とは、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が地方自治法の規定に基づく連携協定を締結することにより、一定の人口規模を有する圏域を形成し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進める制度です。
- 本市は連携中枢都市として、連携する市町とともに、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組んでいます。

■ 播磨圏域連携中枢都市圏を構成する市町



播磨圏域 8 市 8 町の基礎データ

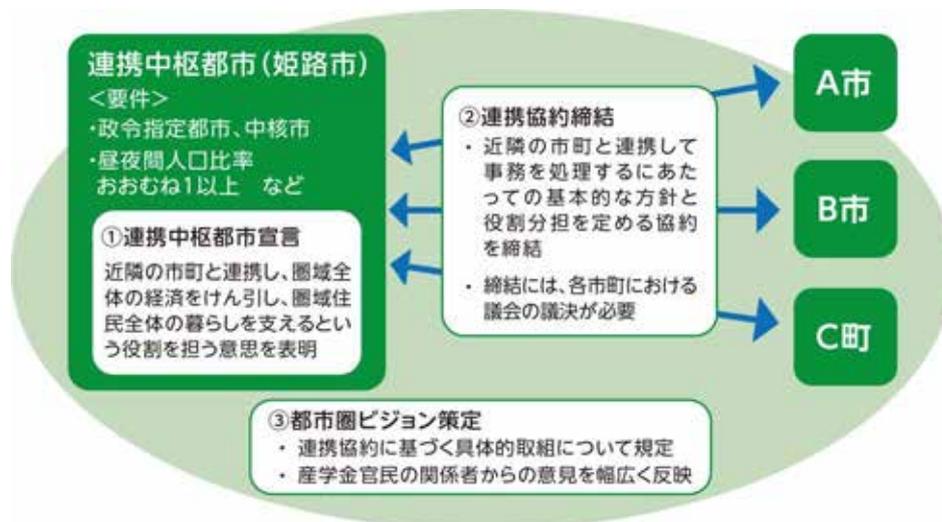
令和 2 年（2020 年）

人 口：約 127 万人（兵庫県の人口の 23.3%）

面 積：約 2,800km²（兵庫県の面積の 33.3%）

市町内総生産（名目）：約 5.8 兆円（兵庫県の総生産の 26.2%）

■ 「連携中枢都市圏」制度の概要

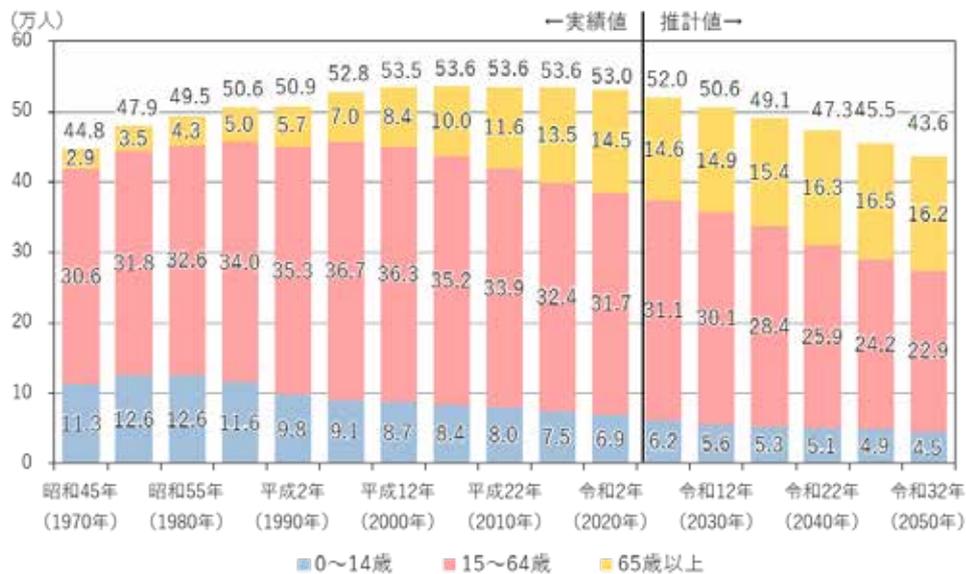


4 人口

(1) 人口の推移

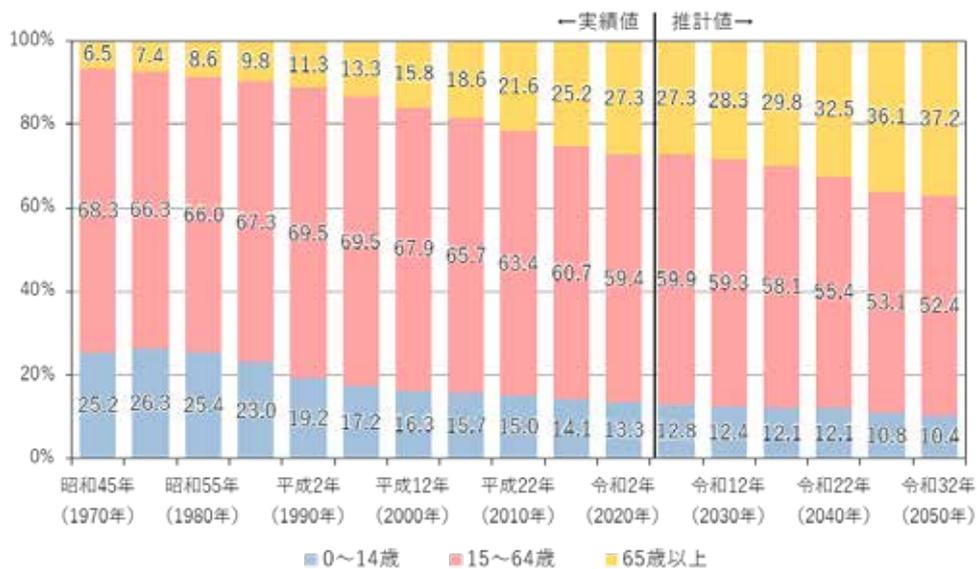
- 令和2年（2020年）における本市の人口は530,495人であり、平成22年（2010年）の536,270人をピークに減少に転じています。
- 人口推計によると、今後も減少が続き、令和32年（2050年）には、令和2年より約9.4万人少ない約43.6万人となる見込みです。
- 年齢区分別の人口構成をみると、令和32年の生産年齢人口（15～64歳）は、令和2年より約8.8万人少ない約22.9万人となる一方、老年人口（65歳以上）は今後も総数、割合ともに増加し、令和32年には約16.2万人、高齢化率は37.2%となる見込みです。

■人口の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

■年齢区分別構成比の推移

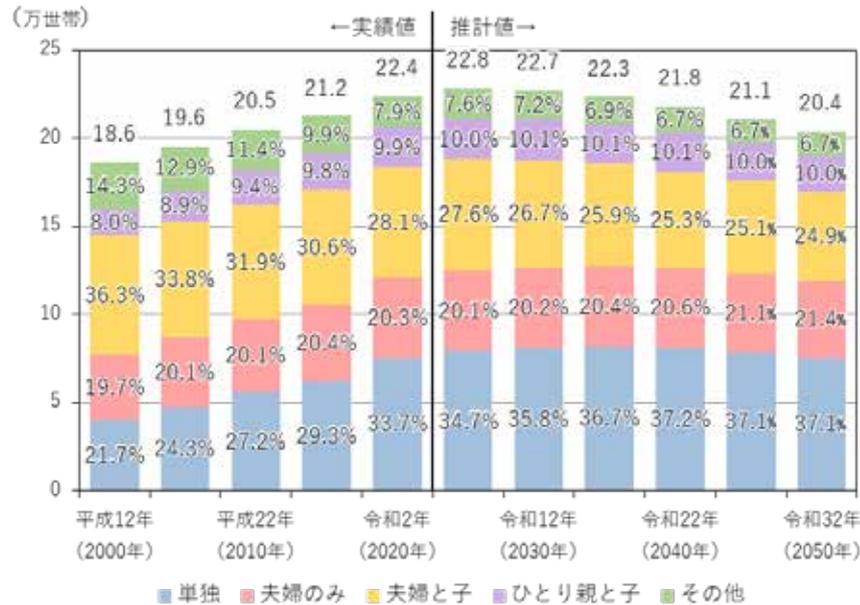


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

(2) 世帯数の推移

- 一般世帯数は、核家族化の進行により増加傾向が続いていましたが、推計値では令和7年（2025年）の約22.8万世帯をピークに減少に転じ、令和32年（2050年）には約20.4万世帯となる見込みです。
- 一般世帯数の家族類型別構成比をみると、単独世帯が増加傾向にあり、令和2年には単独世帯比率が33.7%と最も多くなっています。

■ 一般世帯数及び家族類型別構成比の推移

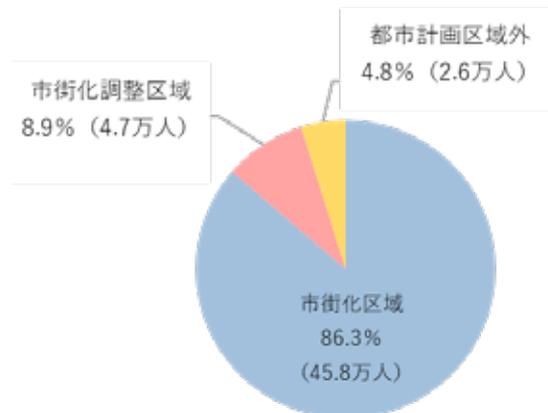


資料：総務省「国勢調査」、姫路市「姫路市の将来世帯数推計」

(3) 区域区分別人口

- 令和2年（2020年）における市街化区域の人口は約45.8万人であり、人口の約86%が居住しています。一方、市街化調整区域では約9%（4.7万人）、都市計画区域外では約5%（2.6万人）が居住しています。

■ 区域区分別人口（令和2年（2020年））



資料：総務省「国勢調査」

(4) 地区別人口の推移

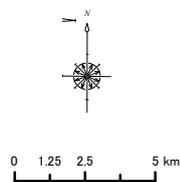
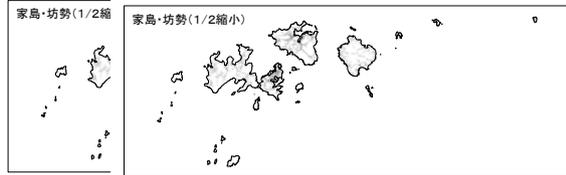
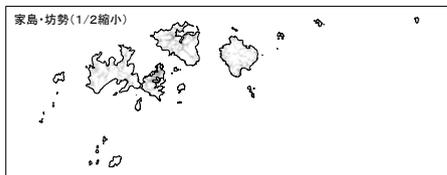
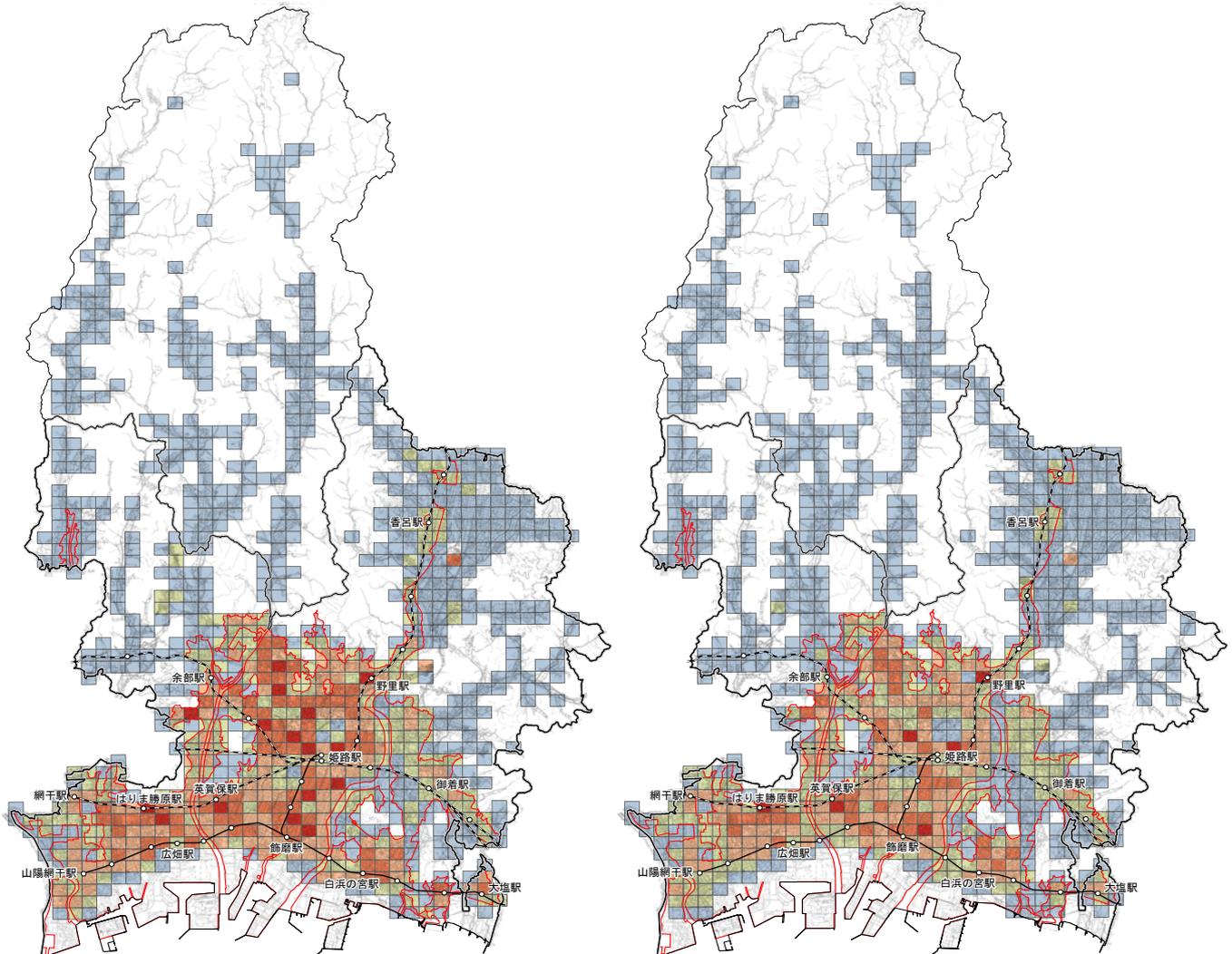
人口密度

- 令和2年(2020年)国勢調査人口を基準とした人口推計によると、令和32年(2050年)には、市街化区域内において40人/ha未満となる地区が増加する見込みです。

■人口密度の推移

令和2年(2020年)

令和32年(2050年)



凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
人口密度	
	20人/ha未満
	20~40人/ha
	40~60人/ha
	60~80人/ha
	80人/ha以上

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を使用した 100mメッシュの計算結果を 500mメッシュで集計

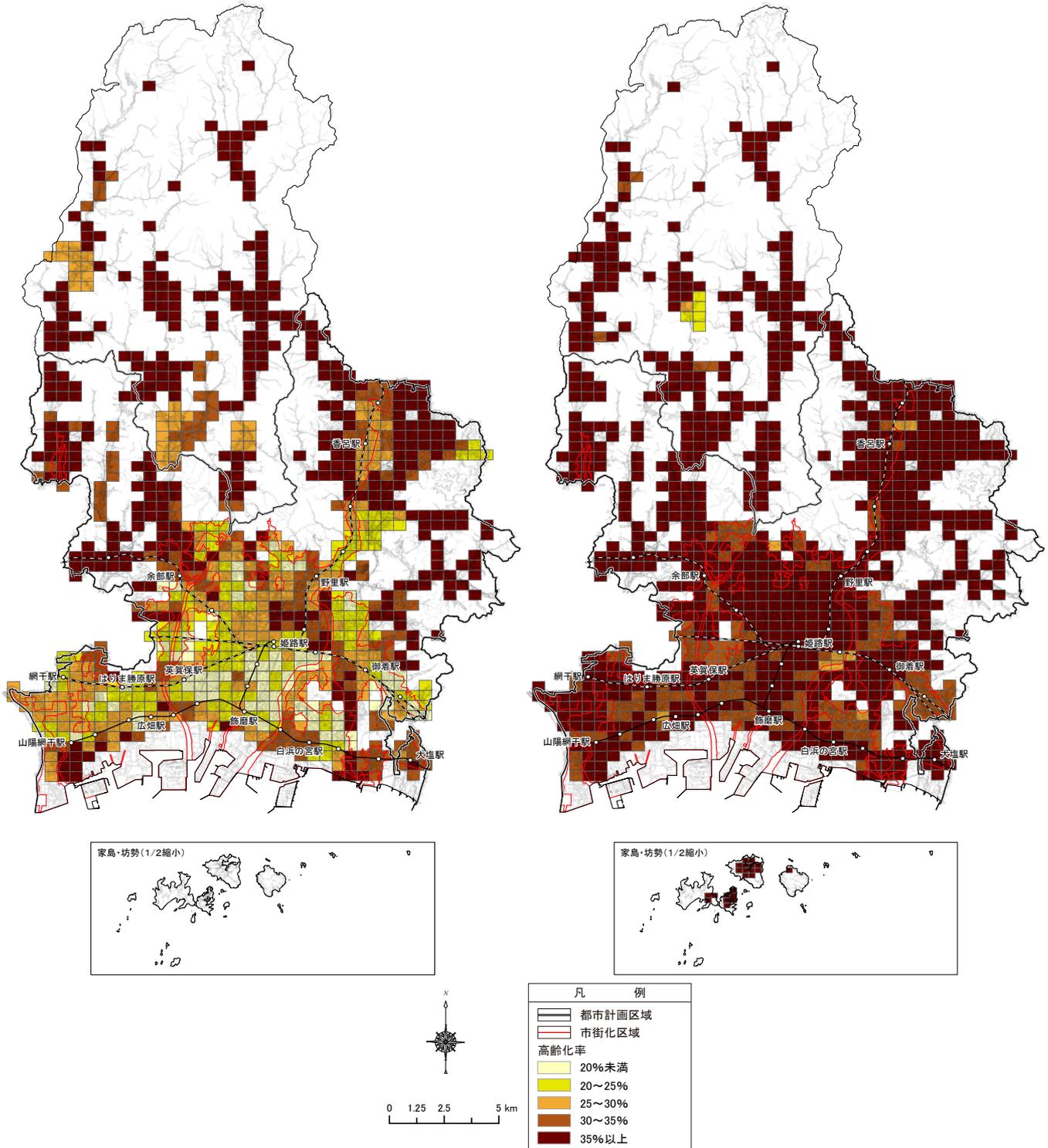
高齢化率

- 令和2年（2020年）における高齢化率は、市街化調整区域や都市計画区域外の既存集落等で高い状況にありますが、令和32年（2050年）には、市内のほとんどの地区で高齢化率が30%を超える見込みです。

■ 高齢化率の推移

令和2年（2020年）

令和32年（2050年）



資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を使用した 100mメッシュの計算結果を 500mメッシュで集計

3

第 3 章

都市づくりの目標〈全体構想〉



1 都市ビジョン

（1）都市づくりの原点

あすの姫路市は、市民が「住んでよかった。これからも住み続けたい」と思い、人々から「行ってみたい。住んでみたい」と思われる都市でありたい。

そのためには、姫路に暮らす一人ひとりが「ふるさと・ひめじ」に誇りと愛着を持ち、健やかで心豊かな生活を楽しむ。また、人々の多様で創造的な活動の舞台が整い、そこでは、人、モノ、情報、文化がいきいきと交流し、新たな出会いと感動、創造が生まれ、さらに人々が集う。そのような生きがいと魅力ある住みよい都市を創造していきたい。

とりわけ世界遺産姫路城は人類の貴重な歴史遺産であるとともに、本市のシンボルでもあります。時代が変わっても城を生かした都市づくりは、都心はもとより姫路市の活性化には欠かすことのできないテーマであり、私たちがこの遺産を誇りや自信として共有することが、都市づくりの原点です。

（2）目指す都市像

本市では、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」に掲げる都市像の実現を目指し、今後の都市づくりを進めます。

「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」

世界遺産姫路城をはじめ、豊かな歴史文化や産業、自然環境に恵まれたふるさと姫路を舞台に、多様な人が、互いの命・くらしをたいせつに想い、支え合って、力強く輝く。

そして、播磨の交流拠点都市としての特長を活かし、まちとまちの連携、ヒト、モノ、情報の活発な交流を通じて、世界に誇れるまちの魅力やにぎわいを創出する、持続可能で生涯安心して暮らすことのできる都市を目指す。



(3) 目標とする都市構造

都市構造とは、計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系等を要素に都市のかたちを表したものです。

本市は、前計画において、人口の減少が見込まれる中、持続可能な都市を目指すため、各地域の均衡ある発展と市街地の拡大を基調とした都市づくりの方向性を転換し、地域資源や地域特性を活用しつつ、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を進めることとしました。

今後さらなる人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活力の維持・向上を図るためには、市域を越えた生活の結びつきに着目した広域的な視点と、市内各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化と各地域間を結ぶ交通体系の強化（コンパクト・プラス・ネットワーク）の観点が必要です。

そのため、本市では、これらの視点と観点を新たに加えた「多核連携型都市構造」の構築を進めます。

また、その構成要素として、「土地利用ゾーン」「拠点」「交流連携軸」を設定します。

■土地利用ゾーン

区 分	解 説
森林環境ゾーン	森林等の多彩で豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生する区域
田園環境ゾーン	良好な田園環境を保全し、自然を感じながら生活ができる区域
市街地ゾーン	鉄道駅を中心に都市機能の集約を進め、周辺環境との調和に配慮した良好な住環境を形成する区域
臨海・産業ゾーン	産業・港湾関連用地として土地利用を促進し、親水機能など環境に配慮しつつ都市の活力を産業面から創出する区域
島しょ環境ゾーン	豊かな島しょ環境を保全し、人と自然が共生する区域
高次都市機能ゾーン	播磨圏域の連携中枢都市として、JR姫路駅を中心に交通結節機能が充実し、魅力的でより質の高い都市的サービスを集積させる区域

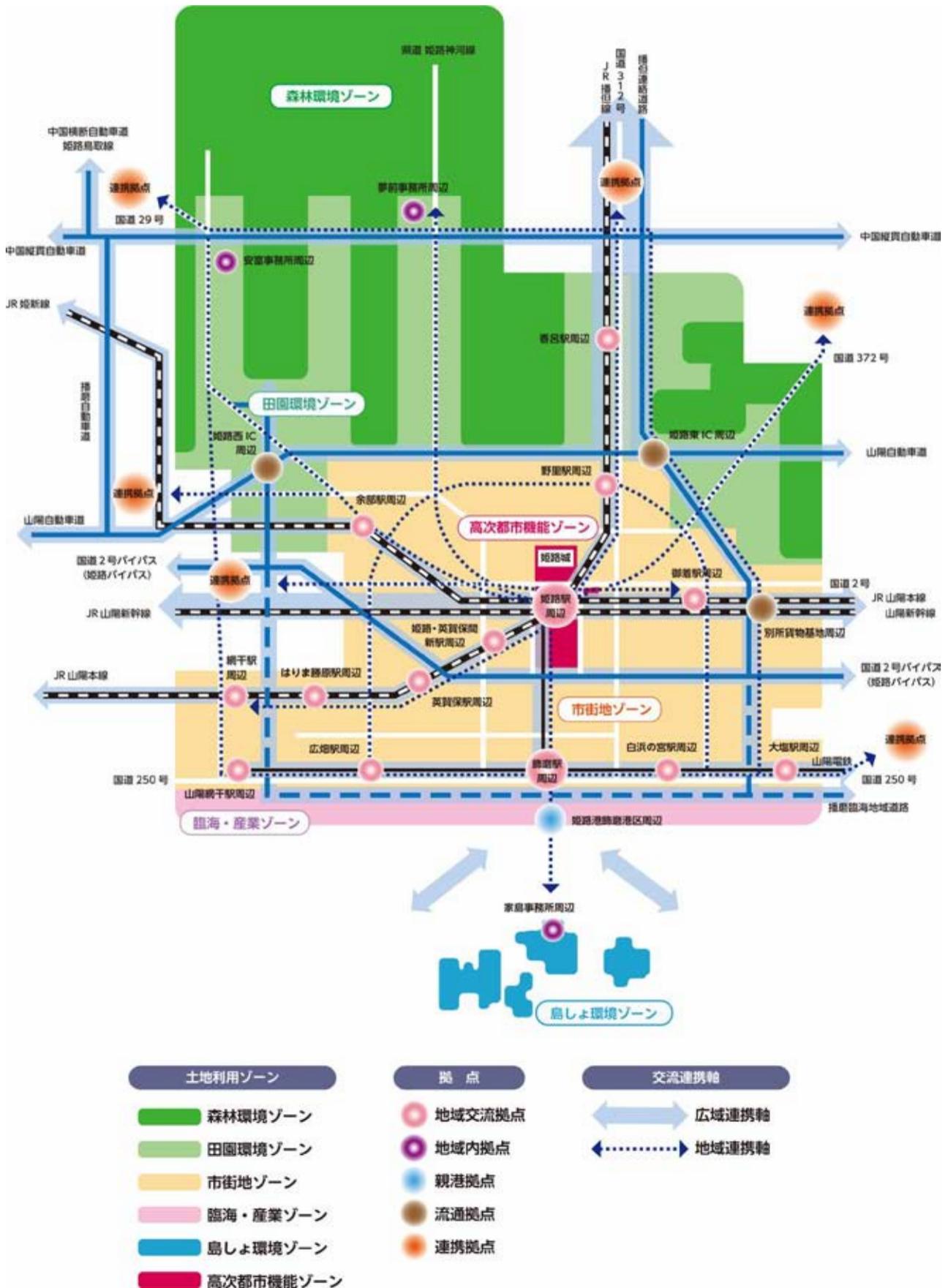
■拠点

区 分	解 説
地域交流拠点	鉄道駅を中心に、交通結節機能と都市機能が充実した拠点
地域内拠点	郊外部における生活、行政機能の拠点
親港拠点	姫路港の飾磨港区を中心に、国際拠点港湾としての流通機能とともに親水・親港機能が充実した拠点
流通拠点	山陽自動車道のインターチェンジ周辺又は貨物基地を中心に流通機能が充実した拠点
連携拠点	都市機能が充実した隣接市町の中心地

■交流連携軸

区 分	解 説
広域連携軸	広域道路網である高規格道路や鉄道、航路により広域交流を促進する連携軸
地域連携軸	道路網や鉄道網、航路により市内各地域間や隣接市町を連携し、交流を促進する環状、放射状の連携軸

■目標とする都市構造



都市づくりの目標〈全体構想〉

(4) 拠点の方向性

本計画では、拠点の適切な役割分担と連携により、市全体で多様な都市機能を確保するため、コミュニティや交通ネットワーク、既存都市機能の集積を考慮して拠点を配置し区分します。

また、市街化調整区域の中心となっている一定の人口集積等がある地区についても、郊外における生活の拠点として位置づけます。

■ 拠点の区分

区 分		役 割	拠点の中心の目安
地域交流拠点	中心拠点	● 播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能の集積や交通結節機能、世界遺産姫路城を生かした文化・交流機能が充実した拠点	JR 姫路駅、山陽姫路駅
	副次拠点	● 広域交通及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能、市民活動の場が充実した拠点	山陽網干駅・飾磨駅、JR 野里駅
	生活拠点	● 交通結節機能や日常生活を支える都市機能が充実した拠点	JR 網干駅・はりま勝原駅・英賀保駅・手柄山平和公園駅・御着駅・ひめじ別所駅 ^{※1} ・余部駅・香呂駅、山陽広畑駅・白浜の宮駅・大塩駅
地域内拠点		● 郊外部における日常生活に必要なサービスの維持・確保を図る拠点	JR 溝口駅 ^{※2} 、林田出張所 ^{※2} 、家島事務所、夢前事務所、安富事務所

黒字：姫路市総合計画において位置づけられている拠点

青字：都市計画マスタープランで新たに位置づけた拠点

※1：コミュニティや交通ネットワーク、既存都市機能の集積状況を考慮

※2：市街化調整区域の中心となっている一定の人口集積等がある地区

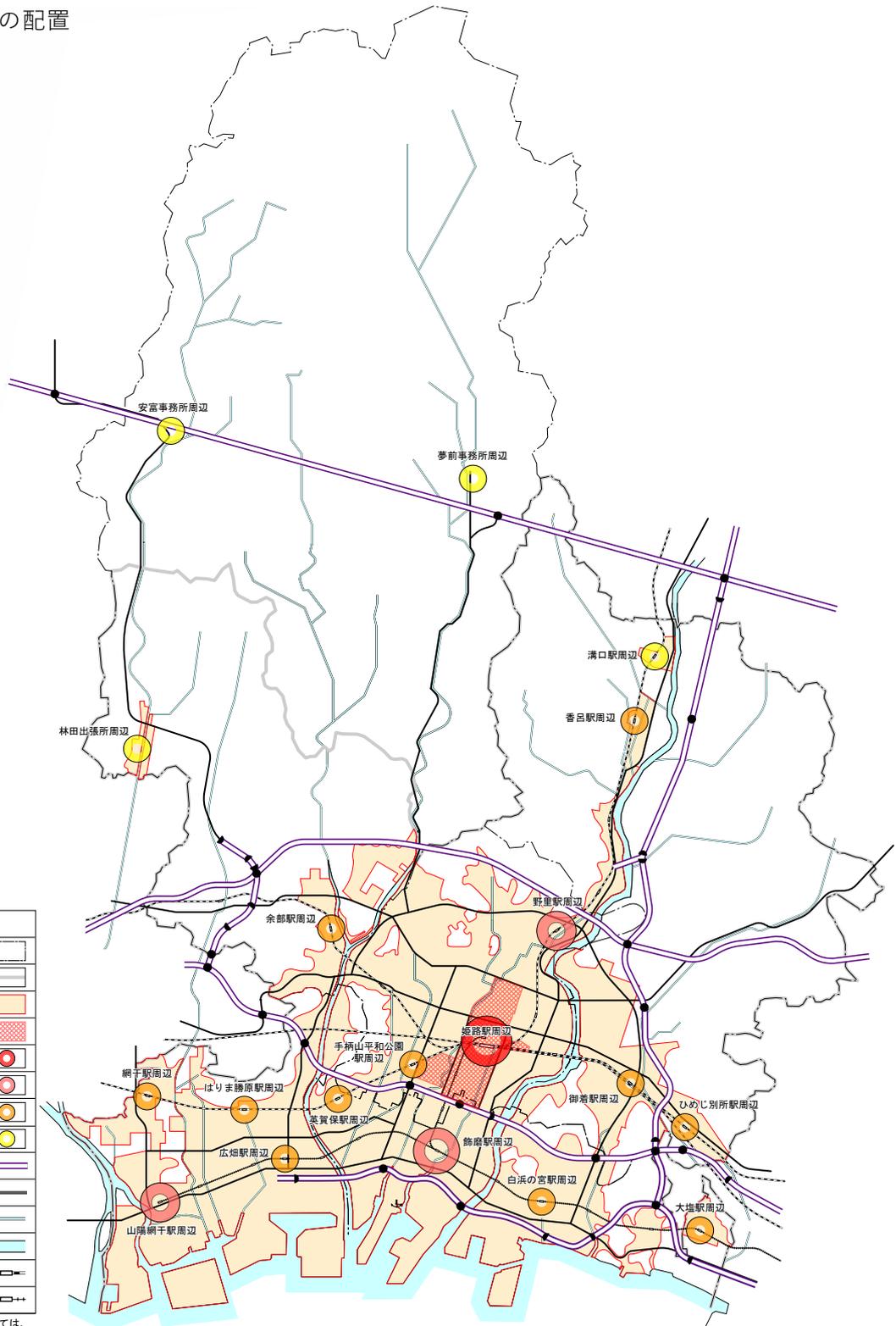


拠点によって、役割が違うんだね。

拠点は、私たちの生活が不便にならないよう、市全体で多様な都市機能を確保するために設定するよ。それぞれの拠点の地域特性や交通便利性などを考慮して区分したんだ。拠点ごとに適切に役割分担しつつ、連携して取組を進めるよ。



■ 拠点の配置



凡 例			
地域区分			
都市計画区域			
市街化区域			
高次都市機能ゾーン			
地域 交流 拠点	中心拠点	●	
	副次拠点	○	
	生活拠点	○	
地域内拠点	●		
都 市 河 川 施 設	道	自動車専用道路	—
	路	幹線道路	—
	河	一級・二級河川	—
	川	水 辺	—
	施 設	鉄 道	J R 線
		山陽電鉄	—

注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。



都市づくりの目標
〈全体構想〉

2 都市づくりのフレーム

(1) 目標年次における設定人口

令和2年(2020年)における本市の人口は53.0万人であり、平成22年(2010年)をピークに減少に転じています。人口減少は、大都市圏を含めて全国的に進行する段階に移行しており、本市においても人口の減少傾向が今後も続くと予測されますが、平成28年(2016年)3月に策定した「ひめじ創生戦略」の人口ビジョン(以下「創生人口ビジョン」という。)では、「2060年の定住人口 約47万人」を長期的に目指すこととし、「姫路市総合計画」では、創生人口ビジョンにおける令和12年(2030年)時点の推計値である51.8万人を目指す定住人口と定めています。

本計画においても、「姫路市総合計画」との整合を図り、創生人口ビジョンの人口推計結果に基づき、目標年次にあたる令和32年(2050年)の人口を48.7万人と設定します。

■ 創生人口ビジョンの人口推計



(注)創生人口ビジョン及び社人研(平成25年)準拠は平成22年(2010年)の国勢調査の人口を基に、社人研(平成30年)準拠は平成27年(2015年)の国勢調査の人口を基に推計しています。

また、創生人口ビジョンは、平成28年3月、兵庫県が設定した合計特殊出生率(県全体で令和2年以降、5年間に22万人の出生数を長期に維持することを目標としたときの合計特殊出生率)よりもやや高い水準で推移すると仮定した本市の合計特殊出生率(令和7年に1.76、令和27年に2.08、令和42年に2.20)と、令和2年までの転出超過の解消を基に推計しています。

資料：「姫路市総合計画」

(2) 都市計画区域の方針

都市計画区域外においては、過度な人口集積等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、現時点では原則、都市計画区域の変更は行わないものとします。兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成地域の指定等を継続し、森林の保全や自然と調和した地域づくりを推進する観点から適正な開発行為の誘導を図ります。

(3) 区域区分の方針

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分制度は「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」ことを目的としています。この制度は、これまで人口が増加する都市の拡大局面において重要な役割を担ってきました。

近年では、人口減少・高齢化の進行等により、これまでのような開発圧力は減ってきていますが、持続可能な都市構造を実現するためには、一定の土地利用コントロールは必要とされています。そのため、今後も引き続き区域区分を維持していくことを前提とし、秩序ある都市の形成を図ります。



区域区分は何のためにあるの？

区域区分制度(線引き)は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けること。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域だよ。

区域区分がないと、市街化が拡大して、中心部の空家空地が増えるなど、色んな問題が出てくるよ。区域区分を維持していくことで、秩序ある都市の形成を図るよ。



3 まちづくりの方向性

「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」の実現に向けて、本市を取り巻く環境の変化や市民アンケートの結果等を踏まえた都市づくりの課題を、次の7つの視点で整理します。

■ 視点の整理

視点1・2が基本にあり、視点3～7はそれらに付随しています。



■ 課題に対応する分野別の基本方針（第4章）の凡例



視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成

特色と課題

- 地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約と地域間を結ぶ交通体系の強化等による「多核連携型都市構造」の実現
- 市街化区域内に残る多くの農地
- 災害リスク等を踏まえた住宅開発
- 人口密度の低下が見込まれる地域がある
- 都市施設等の老朽化の進展による維持管理・更新費用の急増

まちづくりの方向性

- 都心部への高次都市機能の集積
- 都心部や地域交流拠点等への移動の利便性を高めるための交通結節機能の充実
- 日常生活を支える都市機能や公共交通を保つために必要な利用圏人口の維持
- 計画的な市街化と緑豊かな都市環境の形成
- 民間活力の導入等を図りながら、財政負担の軽減や有効活用のための適切な維持管理

視点2 人口減少・超高齢社会への適応

人口減少・超高齢社会って色んなところに影響があるよね。



特色と課題

- 自家用車への依存
- 高齢運転者の事故の社会問題化による交通弱者のさらなる増加

- 市街化調整区域における地域コミュニティの弱体化

- 働き方の多様化による職住近接ニーズや地元回帰志向の高まり

まちづくりの方向性

- 公共交通の維持・確保 

- 新たなモビリティサービスの導入 

- 誰もが安心して、安全・快適に移動できる歩行環境の創出   

- 市街化調整区域における地域の実情に応じた土地利用の誘導 

- 複数の用途が融合した職住近接への対応 

視点3 都市の魅力のさらなる向上

姫路城を有する本市は、国内外から多くの観光客が来てくれるね!



特色と課題

- 国内外から多くの観光客が訪れる観光都市だが、市内での宿泊者数が少ない
- 国際的なコンベンション都市の実現

- 姫路に暮らす人、訪れる人がまちの中に多様な選択肢を持ち、まちへの誇りと愛着を持てる魅力の向上

- 情報技術・新技術の活用や公民連携の取組を実現

まちづくりの方向性

- 観光客やMICEの受け入れ環境の整備等による地域経済を支える観光産業のさらなる推進   

- 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成や官民をつなぐ担い手の確保  

- 都市施設の多面的・複合的な利活用等の促進等によるストック効果の向上   

視点4 ものづくり産業の維持・振興

臨海部は鉄鋼・化学等の基礎素材産業が、内陸部は電気・一般機械等の産業が盛んだよね!



特色と課題

- 経済の活性化と雇用の創出に大きく寄与している多様なものづくり産業
- 国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた国内のサプライチェーンの強化や国内回帰の動き

まちづくりの方向性

- 企業立地の適切な誘導



- 物流を支える幹線道路網の充実



- 国際拠点港湾姫路港の機能強化



視点5 地域資源を生かした都市づくり

秋祭り等の伝統行事は、コミュニティの活力の源泉になってるよ!



特色と課題

- 町並みや景観形成等にも生かされ、観光資源としての役割を果たしている世界遺産姫路城や重要文化財に指定されている建造物など多様な歴史と文化

まちづくりの方向性

- 歴史的建造物や歴史的な町並み景観の保全・活用



- 都市と農山漁村の交流促進



- 平野部から山地丘陵部、島しょ部まで有する多様な地形的特徴
- 豊かな自然や多彩な農水産物等に恵まれた環境

- 多様な地域資源の活用による特色ある地域づくり



視点6 環境にやさしいまちづくり

豊かな自然に恵まれているから、適切に管理しながらも保全や活用をしていきたいよね。



特色と課題

- 市街地周辺に広がる森林や農地
- 二酸化炭素排出量の少ない都市構造への転換
- 平坦な土地柄、温暖で降雨が少ないなど自転車が利用しやすい環境

まちづくりの方向性

- 1 ● 無秩序な市街地の拡大や開発の抑制
- 3 ● 森林・農地の保全や活用、適切な管理
- 5 ● 住宅・建築物等のエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの導入
- 3 ● 水と緑を生かした都市空間の形成
- 2 ● 安全で快適な自転車利用環境の創出

視点7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保

自然災害への備えの大切さが、改めて認識されているよね。



特色と課題

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた災害に強い都市づくりの推進
- 近年頻発化、激甚化する異常豪雨による浸水被害や土砂災害
- 土地の高度利用を進めてきた中心市街地等における耐震性にも不安のある老朽中高層建築物の増加
- 老朽化した住宅の増加

まちづくりの方向性

- 6 ● 南海トラフ地震等への備えの充実
- 1 ● 水害・土砂災害対策の強化
- 6 ● 地域防災力の強化
- 4 ● 老朽化した建築物や空き家の増加への対応

第3章 都市づくりの目標〈全体構想〉

また、まちづくりの方向性の7つの視点を推進するため、土地利用や交通、水と緑、市街地整備、生活環境、防災、景観の分野別に基本方針をまとめ、取組を進めます（第4章）。

■ 課題に主に関連する分野

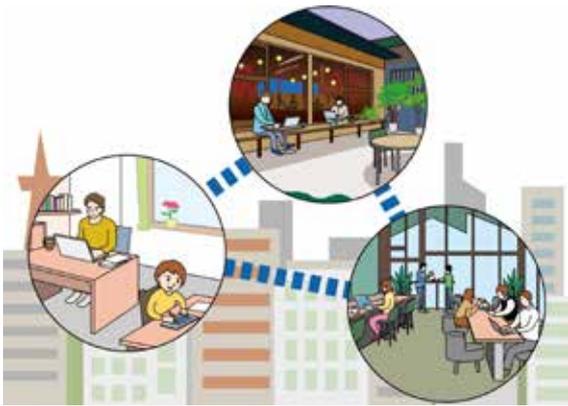
		分野別の基本方針（第4章）						
		土地利用	交通	水と緑	市街地整備	生活環境	防災	景観
まちづくりの方向性 (第3章)	視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
	視点2 人口減少・超高齢社会への適応	◎	◎	○	◎	○	○	○
	視点3 都市の魅力のさらなる向上	◎	◎	◎	◎			
	視点4 ものづくり産業の維持・振興	◎	◎		◎			
	視点5 地域資源を生かした都市づくり	◎	◎					◎
	視点6 環境にやさしいまちづくり	◎	◎	◎		◎		
	視点7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保	◎			◎	◎	◎	

◎：特に関連する分野、○：関連する分野

地域の将来像〈地域別構想〉（第5章）



視点1 姫路らしいコンパクトな市街地の形成



視点2 人口減少・超高齢社会への適応



視点3 都市の魅力のさらなる向上



視点4 ものづくり産業の維持・振興



視点5 地域資源を生かした都市づくり



視点6 環境にやさしいまちづくり



視点7 減災の考え方に基づく安全・安心の確保

4

第4章

分野別の基本方針〈全体構想〉



1

土地利用



主な
関連計画

- ・姫路市立地適正化計画
- ・姫路市農林水産振興ビジョン
- ・姫路市北部農山村地域活性化基本計画
- ・姫路市中心市街地活性化基本計画
- ・姫路市公共施設等総合管理計画
- ・播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン

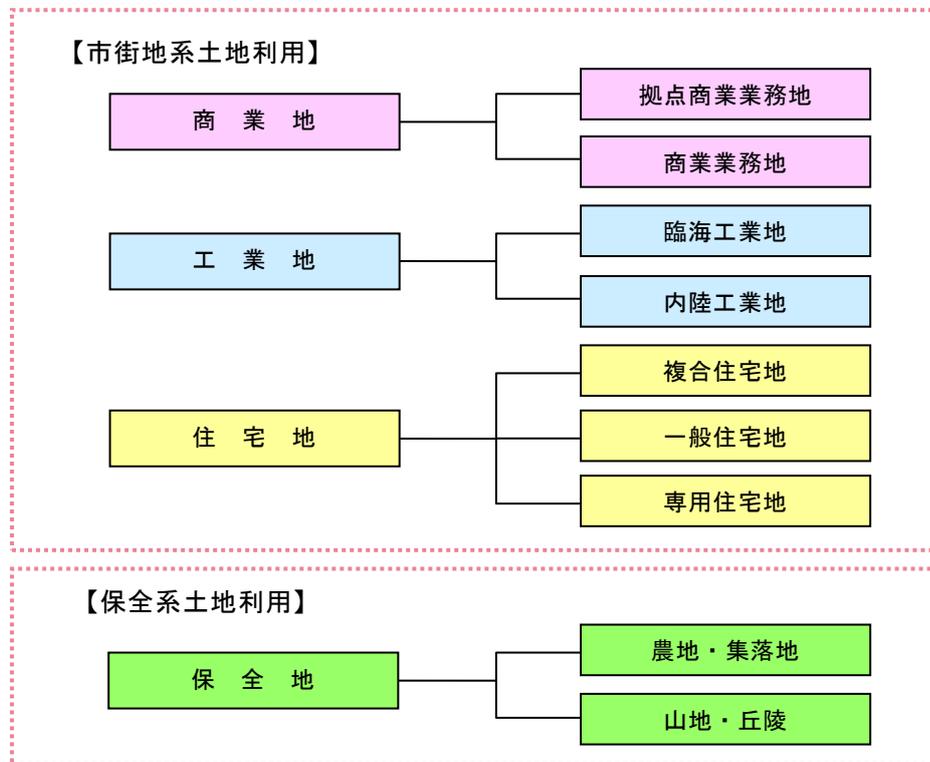
(1) 基本的な考え方

既存の都市機能や都市基盤施設を活用しつつ、各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化等を図るため、多核連携型都市構造を踏まえた主要用途の配置方針を定めます。

主要用途の配置にあたっては、自然環境との調和や地域の特性に留意し、市域の土地利用を、大きく市街地系土地利用と保全系土地利用とに区分して適正に配置します。

なお、急激な人口減少の抑制を基本的な課題とし、人口増加が見込めない中での市街化区域の整備、整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

■土地利用の区分



市街地系土地利用

- 都心部における高次都市機能の集積と地域交流拠点等における日常生活に必要な都市機能の維持・充実、都市機能や公共交通の利用圏人口の維持を図ります。
- 活力あるものづくり産業の育成・強化を図るとともに、これらと調和した住環境の創出を図ります。
- 住宅の専用化など土地利用の純化を基本としながらも、鉄道駅周辺を中心に、住宅と商業・業務施設等が調和した職住近接型の土地利用の誘導を図ります。

- 地場産業や軽工業の工場が立地する地域においては、住環境と操業環境それぞれに配慮した土地利用を誘導します。
- 災害リスクの低減にも資するコンパクトな都市づくりを推進します。
- 多面的機能を発揮する空間として、住宅地周辺のまとまりのある農地を保全・活用するなど、緑豊かな都市環境を形成します。

保全系土地利用

- 豊かな自然環境や優良農地を保全し、農林漁業の振興を目指した土地利用を基本とした上で、集落の維持・活性化を図るため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 基本となる土地利用

商業地

- 商業及び業務活動の利便性の向上、居住や交流の促進により、賑わいの維持・創出を図ります。

拠点商業業務地

- 姫路駅周辺のおおむね内環状線に囲まれる区域を、広域的な拠点商業業務地として位置付けます。
- J R姫路駅南北で中心市街地区域を設定し、播磨地域の中核都市として、商業・業務、医療、芸術・文化等の高次都市機能の集積を図ります。
- J R野里駅、山陽飾磨駅・網干駅の周辺については、地域の拠点商業業務地として位置付けます。



J R 姫路駅北

商業業務地

- J R姫路駅北側の拠点商業業務地の周辺、上記以外の主要鉄道駅周辺、主要幹線道路沿道を商業業務地として位置付けます。

工業地

- 既存の工業地の振興や新たな工業施設等の適正な誘導等により、都市活力の源となる工業地の形成を図ります。

臨海工業地

- 海岸線（国道 250 号）と並行する緩衝緑地以南を臨海工業地として位置付けます。
- 姫路港網干沖地区等の埋立地を、既存工場等の移転や新たな企業立地のための産業用地として位置付けます。



姫路港

内陸工業地

- 内陸部での工業用途の集積が高い区域を内陸工業地として位置付けます。

住宅地

- 地場産業や軽工業等との調和やゆとりある住環境の維持・保全など、地域特性に応じた住宅地を形成します。

複合住宅地

- おおむね中環状線に囲まれる区域、商業地に隣接する住商併存地、地場産業や軽工業と住宅が共存する職住近接型の住宅地、運動施設等が集積する区域を複合住宅地として位置付けます。

一般住宅地

- 住宅地としての土地利用を基本としながら、商業系用途等との混在も許容する住宅地を一般住宅地として位置付けます。

専用住宅地

- 住宅地として専用度の高い区域で、戸建住宅を中心とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地を専用住宅地として位置付けます。
- 市街化調整区域にある既存の住宅団地及び比較的規模の大きな集落を含む農業的土地利用がなされている区域は、専用住宅地として位置付けていますが、無秩序な市街地の拡大を誘導するものではなく、原則、現在の住環境等の保全を行います。
- 公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺など多核連携型都市構造の実現に資する位置において、地区計画制度を活用した計画的な都市基盤施設の配置や、面的整備事業による基盤整備の実施を前提に、住宅市街地の形成を検討します。



戸建住宅を中心とした低層住宅地

- 国道等の幹線道路沿いでは、周辺住環境の保全や地域環境への貢献を考慮しつつ、その位置特性から必要となる一定の用途や規模の建築物等の適正な誘導を図ります。

保全地

農地・集落地

- 既存集落におけるコミュニティの維持を基本としつつ、農業の振興を図る区域として位置付けます。農業基盤整備の推進により農用地としての土地利用を促進し、あわせて集落における生活環境の改善を図ります。
- 市街化調整区域では、地域の活力の維持が必要な区域も認められることから、農地や自然環境等の地域資源や既存の都市基盤施設を生かしながら、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



美しい田園風景

山地・丘陵

- 北部の山地・丘陵や市街地を取り囲む丘陵、市街地内に点在する独立丘陵、海浜・島しょ地域を対象とします。山地・丘陵においては、森林や山地に係る各種制度を活用し、豊かな自然環境の適正な保全・管理を図りながら、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地として活用も図ります。
- 土砂災害等による被害の抑止・軽減を図るため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や災害防止のための対策を講じます。
- 海浜・島しょ地域においては、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地として活用を図ります。



北部の山地・丘陵

特に配慮すべき土地利用

連携中枢都市圏の形成

- 姫路駅周辺の再開発や手柄山平和公園の再整備等により、都心部における行政、商業・業務、医療、教育・文化・芸術等の高次都市機能の集積、インバウンドの受入れや周遊型観光の拠点整備等を促進します。

大規模な施設跡地の土地利用転換への対応

- 公共施設の再整備等に伴い発生する施設跡地を活用したまちの活性化等に寄与する民間投資を適切に誘導する場合や、大規模な工場の移転等に伴う土地利用転換が見込まれその適切な跡地利用を促進する場合には、用途地域の変更や地区計画制度の活用等により、望ましい市街地環境へ誘導します。

災害リスクの高い区域における居住の抑制

- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて市街化を抑制するとともに、建築物の耐水性の確保など、災害リスクに備えた土地利用を誘導します。

産業用地需要への対応

- 自動車専用道路のインターチェンジやランプの周辺等においては、産業用地需要への対応等を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）等の活用により、地域の実情に応じて地区計画制度の活用や市街化区域への編入等適正な土地利用の誘導を図ります。



土地利用ってなあに？

土地利用は、まちが無秩序に広がっていくことを防ぎながら、計画的なまちづくりを行うことだよ。都市には、魅力と活力にあふれたまち、静かで暮らしやすいまち、豊かな自然環境に囲まれたまち、産業活動の盛んなまち、歴史情緒漂うまちなど、さまざまな顔があるよね。これらの地域の特性を生かして、土地利用の計画をしていくよ。

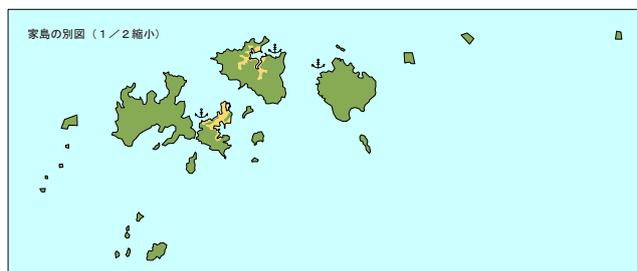
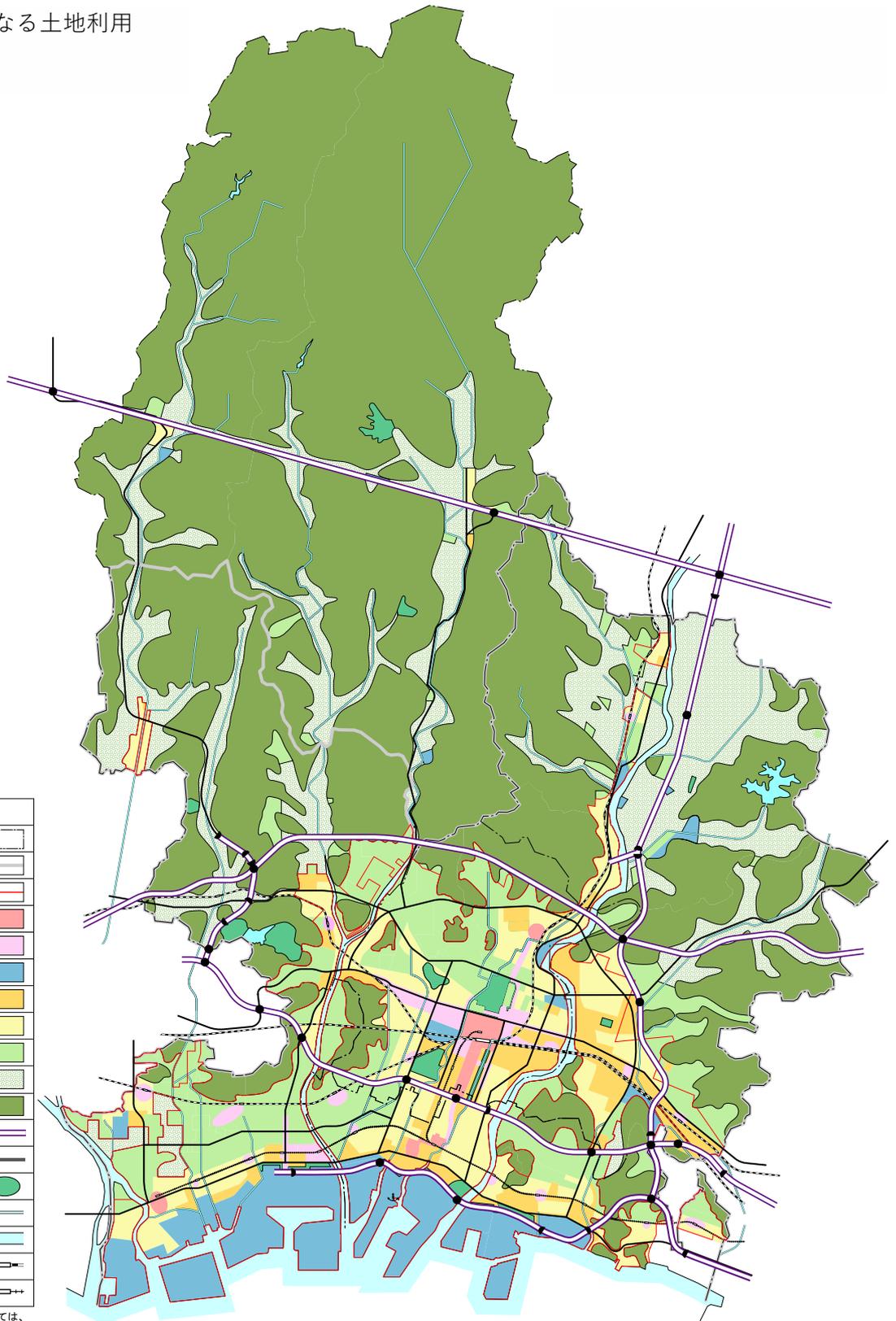


土地利用の計画があるから、秩序あるまちなみが作られているんだね！

■基本となる土地利用

凡 例		
地域区分		
都市計画区域		
市街化区域		
土 地 利 用	拠点商業業務地	
	商業業務地	
	工業地	
	複合住宅地	
	一般住宅地	
	専用住宅地	
	農地・集落地	
	山地・丘陵	
道	自動車専用道路	
	幹線道路	
公 園	主要公園・緑地・墓園	
	一級・二級河川	
施 工	水 辺	
	J R線	
鉄 道	山陽電鉄	

注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。



(3) 市街化調整区域におけるまちづくり

基本的な考え方

市街化を抑制する区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、住民生活の安定や地域の活力の維持など、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域制度等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。

また、物流機能が充実した自動車専用道路のインターチェンジやランプの周辺等においては、農林漁業との適切な調整を図りながら、地区計画制度や他法令の活用等により、企業立地や計画的な開発を誘導します。

対象区域

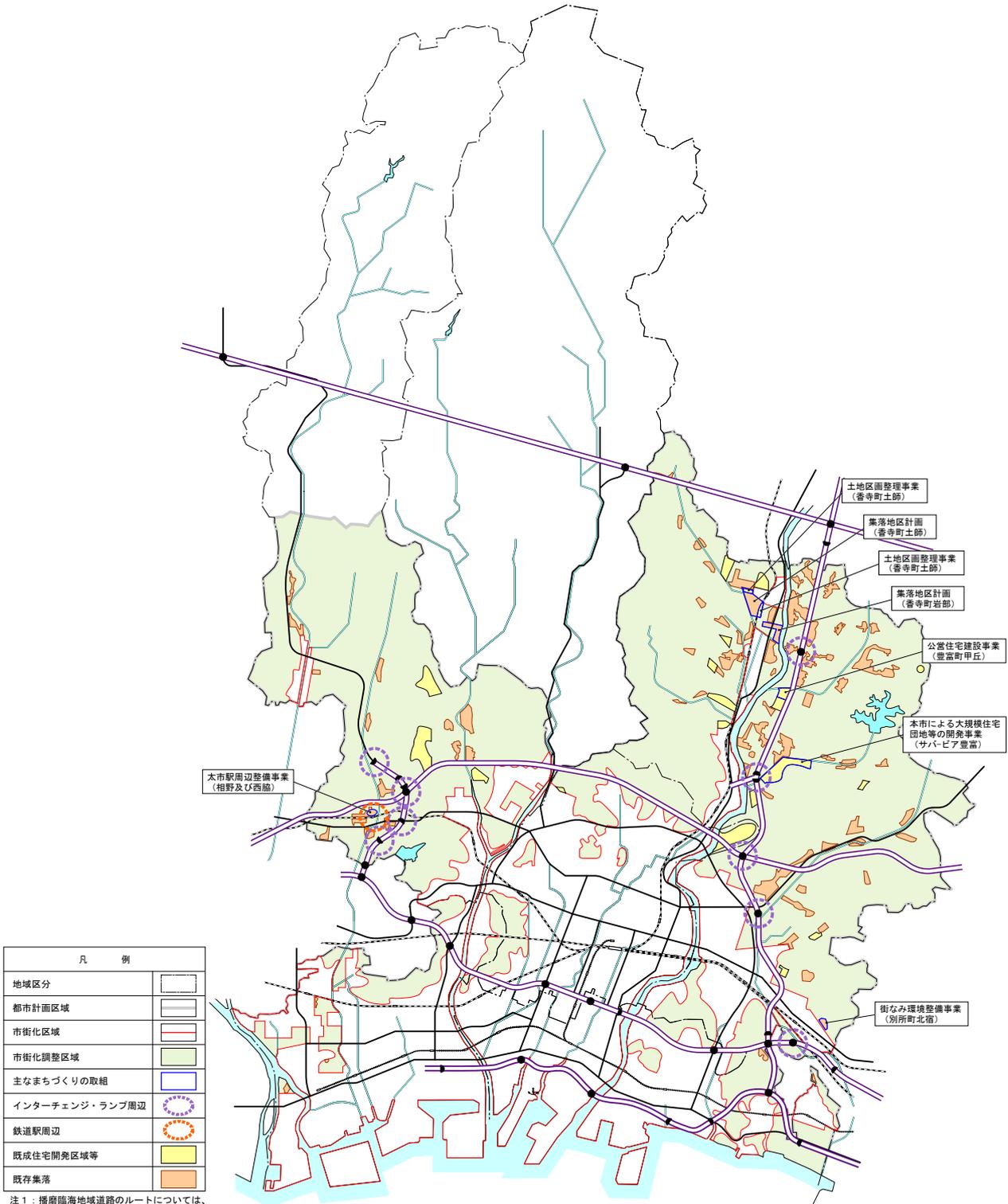
住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域など、市街化調整区域において、地域の特性にふさわしい環境の保全・形成を図るため、土地利用を誘導・整序する区域を位置付けます。この区域では、地区計画制度等の活用により、住民主体のまちづくりを促進します。

なお、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域については、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として開発を抑制します。

■対象区域

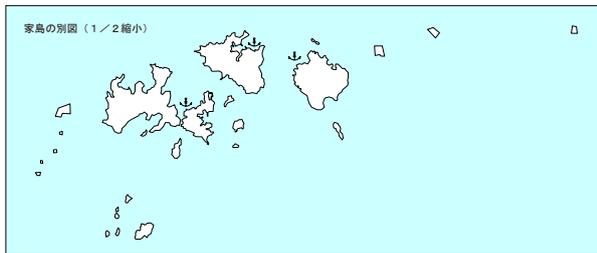
区域	活用目的
インターチェンジ・ランプ周辺	自動車専用道路のインターチェンジ及びランプ周辺又はインターチェンジ・ランプに直結している幹線道路沿線において、無秩序な土地利用を整序・抑制し、その物流機能を生かした流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するもの。
鉄道駅周辺	駅の徒歩圏において、無秩序な土地利用を整序・抑制し、駅周辺の特性や実情に応じた適正な土地利用を誘導するもの。
既成住宅開発区域	既に宅地開発され良好な居住環境が形成されている区域において、その居住環境の保全や周辺環境との調和を図るもの。
公共公益施設跡地活用	公共公益施設跡地において、まちの活性化等に寄与する民間投資を適切に誘導するもの。
公共公益開発地	公共公益開発地において、周辺の環境との調和を図りながら、公共公益施設の整備を適切に進めることとあわせて、適正な土地利用の誘導を図るもの。
既存集落	特別指定区域制度の活用や開発許可制度の弾力的運用により、周辺環境と調和した適切な建築・開発行為を誘導し、住環境の改善と既存コミュニティの維持を図るもの。

■市街化調整区域のまちづくり



凡 例	
地域区分	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	
主なまちづくりの取組	
インターチェンジ・ランプ周辺	
鉄道駅周辺	
既成住宅開発区域等	
既存集落	

注1：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。
 注2：主なまちづくりの取組の詳細は、別冊に掲載しています。



2

交通


**主な
関連計画**

・姫路市総合交通計画
・姫路市駐車場整備計画
・姫路市バリアフリー基本構想

・姫路市自転車活用推進計画
・「(仮称)道の駅姫路」基本計画

(1) 基本的な考え方

地域や利用者のニーズに的確に対応した公共交通の維持・確保を図るとともに、豊かな公共空間を生み出す道路整備、安全で快適な歩行環境や自転車利用環境の創出など、人と環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

また、自動車交通の円滑化を図るための幹線道路については、市内における交通混雑等の状況や都市づくり全体との関連を踏まえながら、重点的かつ効率的な整備を推進します。本市の強みであるものづくり産業の活性化や地域資源を生かした交流促進のため、広域交通網の一層の拡充を図ります。

(2) 公共交通
公共交通ネットワーク

- 各地域の主要拠点や市外の連携拠点を相互に結ぶ公共交通を骨格となる公共交通ネットワークと定義し、定時性・速達性に優れた鉄道と、運行ルートの柔軟性に富んだバスの双方の利点を活かし、これらを有機的に結びつけることで既存の公共交通ネットワークが持っている輸送力を十分に活用し、市外との広域移動、市内移動の双方を支援することを目指します。
- 隣接市町との移動を支援するための広域連携公共交通を確保します。
- 鉄道やバスでは対応が難しい地域では、主要拠点で他の公共交通に接続するコミュニティバス等の地域公共交通で地域内移動を面的にカバーします。
- 姫路駅周辺においては、公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上を一層推進するとともに、過度な自動車の流入を抑制し、高度なモビリティサービスの活用も視野に入れながら、多様な交通手段による快適な交通環境を目指します。

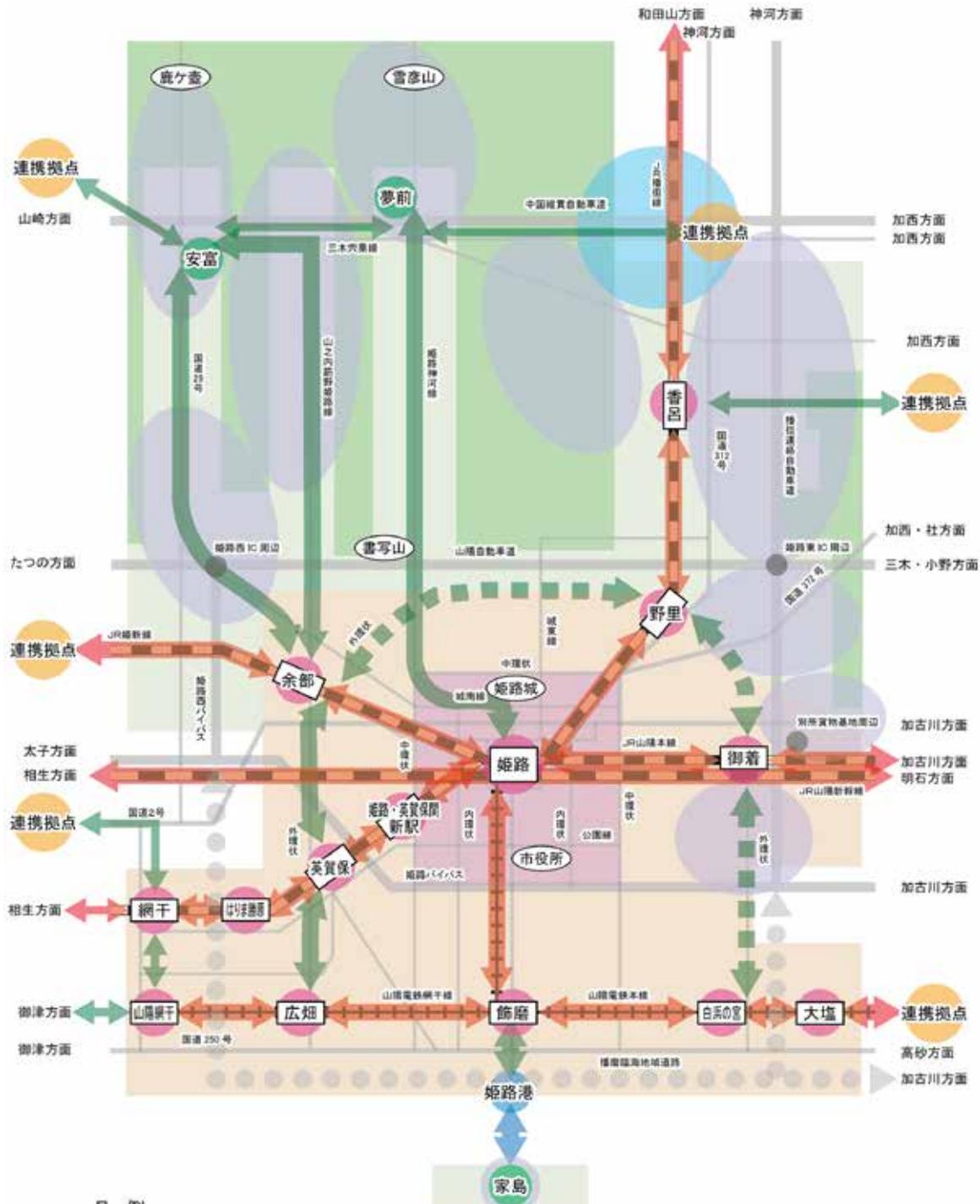


コンパクト・プラス・ネットワークってよく聞くよね。

コンパクトなまちづくりにあわせて、各地域が相互につながる安全で快適な交通ネットワークの構築が求められているんだ。だから、交通の取組もとても大切になってくるよ。



■骨格となる公共交通ネットワーク



凡例

<地域区分>	<主要拠点（交通結節点周辺）>	<骨格交通軸>
都心・中心市街地	地域交流拠点	鉄道
市街地	地域内拠点	バス
郊外部	親港拠点	航路
	流通拠点	コミュニティバス等の地域公共交通
	連携拠点	広域連携公共交通

出典：姫路市総合交通計画（令和3年（2021年）7月）

公共交通の維持・確保

- 交通事業者とともに路線バスや航路、鉄道のサービス水準の維持・確保に取り組みます。
- 公共交通空白地域等におけるコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど、地域の実情を踏まえた効率的で持続性の高い地域公共交通の導入を、行政や交通事業者だけでなく地域住民の参画と協働により進めます。
- 駅周辺への都市機能の配置や居住の誘導、モビリティ・マネジメント等のまちづくりと一体となった取組により、公共交通の利用促進を図ります。
- 地域住民に最適な移動サービスを提供するため、鉄道との役割分担等を踏まえたルートや便数の見直しなど、効率的で利用しやすいバス路線網の再編を図ります。既存バス路線の維持が困難な地域では、新たなサービスによる移動手段を確保し、地域住民の利便性向上を図ります。
- 郊外部と都心部を連携するバス路線の機能強化を図るとともに、市内に点在する文教・医療施設等への移動を円滑に行うため、これらの各施設をつなぐバスの導入を検討します。
- 日常生活圏が他市町にまたがる地域においては、近隣市町等との連携・調整を図ることにより、広域連携公共交通の導入を目指します。
- パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、交通事業者とともにゼロカーボンシティの実現に向け、車両のEV化やFCV化等の取組を調査・研究していきます。



利用促進（バスの乗り方教室）

交通結節機能の強化

- 交通結節点となる鉄道駅・バス停留所では、駅舎の整備や上屋及びベンチの整備を行い、利便性を高めます。
- 地域交流拠点に位置付けられた鉄道駅や利用者数が2千人/日以上以上の鉄道駅等について、駅舎の近代化（バリアフリー化）、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、鉄道の利便性や鉄道駅周辺の利用環境の向上を図ります。

海上輸送機能の強化

- 姫路港旅客ターミナルエリアの再編整備により、姫路の海の玄関口として、地域のブランド価値を向上させる港湾空間の形成を促進します。

新たなモビリティサービスの導入

- 誰もが効率よく、かつ、便利に移動できる交通環境を整えるため、自動運転等の先進的技術や、ICT等を活用したMaaSの導入など、新たなモビリティサービスの導入を検討します。

(3) 道路

幹線道路ネットワーク

本市のように周辺地域から自動車交通が多く集まり、広い市域で都市化が進行する地域では、都心部等へ向かう放射道路に集中する自動車交通や都心部を通過する自動車交通の分散を図るため、環状と放射状の道路を組み合わせた道路ネットワークの構築が効果的です。そのため、本市の幹線道路ネットワークは、内・中・外環状の3環状道路と10の放射道路からなる幹線道路網を骨格として構成します。

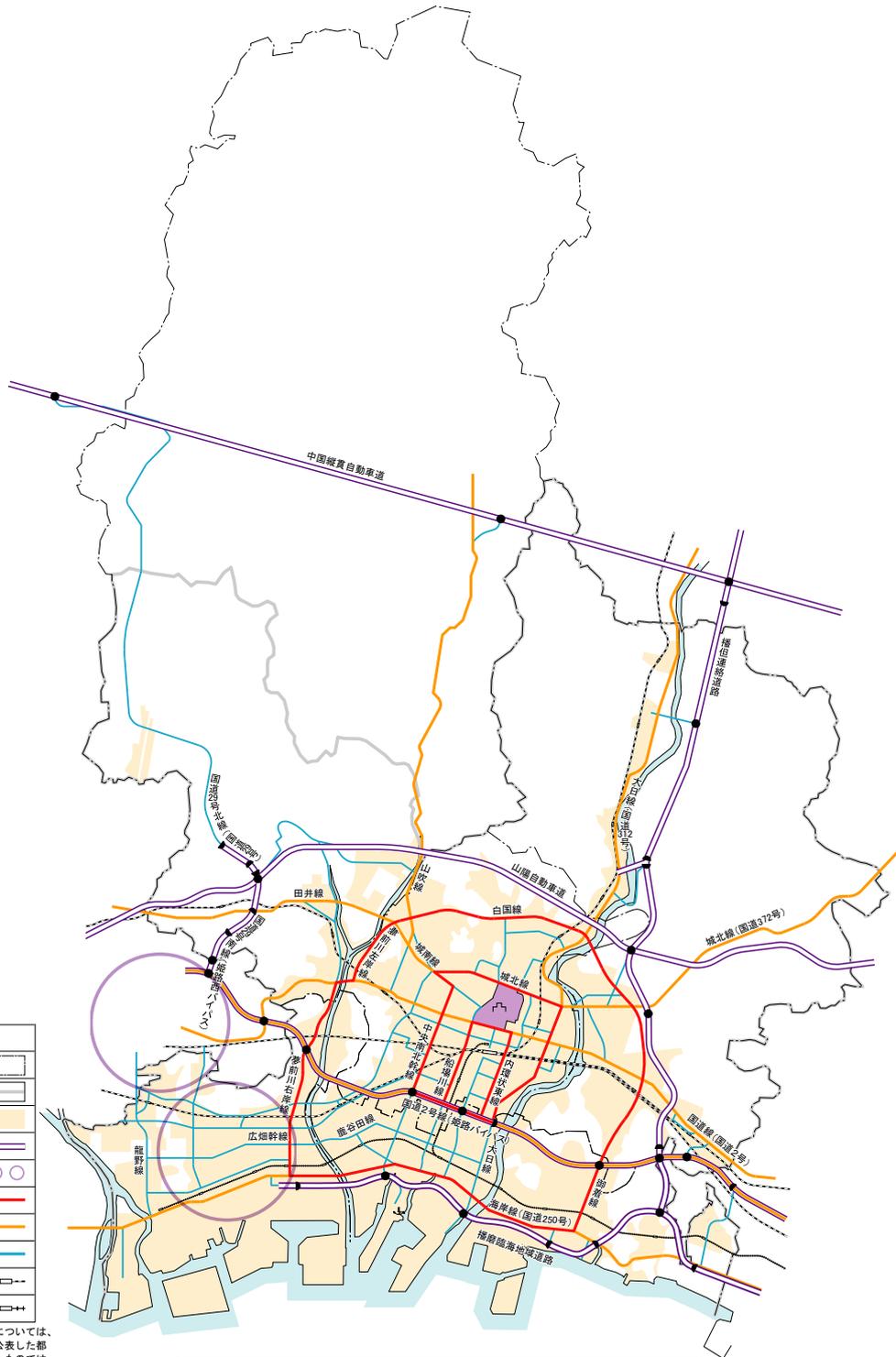
■ 幹線道路ネットワークの基本構成



幹線道路の整備

- 播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路の早期事業化に向け取り組みます。
- 播磨臨海地域道路の整備とあわせて、高規格な幹線道路による格子型道路網の形成や機能強化を図るため、中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）の暫定2車線区間の4車線化や国道29号姫路北バイパスの建設を促進します。
- 地域交流拠点間や都心部との交流、連携を促進する放射道路において、恒常的に発生している交通渋滞の解消を図るため、環状・放射の主要幹線道路等の整備を推進します。
- 「改良すべき踏切道」が集中する飾磨地区において、幹線道路の整備等による交通環境の改善を図ります。
- 道路や橋りょう等の適切な維持管理、点検や予防的な修繕、計画的な改修・更新により、ライフサイクルコストの低減を図ります。

■ 幹線道路ネットワーク



凡 例	
地域区分	
都市計画区域	
市街化区域	
道	自動車専用道路
	自動車専用道路(構想)
路	幹線道路(環状道路)
	幹線道路(放射道路)
	幹線道路(その他)
鉄	JR線
道	山陽電鉄

注1：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画案であり、確定したものではありません。また、播磨臨海地域道路の一部の区間については、構想段階のため、具体的なルートを表したものではありません。

注2：幹線道路の定義は以下のとおりです。
緊急輸送路・緊急交通路
物流ネットワークを構成する路線
交通量が多い道路
公共交通施設アクセス道路
インターチェンジアクセス道路

注3：上記の定義に該当しない道路（補助幹線道路）は地域別構想の将来像に記載しています。



第4章 分野別の基本方針
〈全体構想〉

豊かな公共空間を生み出す道路空間の活用等

- 幹線道路は都市においてネットワークを形成する公共空間であり、多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮しながら、植栽による緑化や地域の景観への配慮など、潤いや豊かさが実感できる道路空間の創出を図ります。
- 大手前通りについては、「人」中心の道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路制度（ほこみち制度）等を活用し、賑わい創出や地域活性化に資する、道路の魅力的な活用に取り組みます。



大手前通り（ほこみち制度）

誰もが安心して通行できる歩行者空間の整備

- 都市計画道路の整備にあわせて、有効幅員を確保した歩道等の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの取組として、誰もが安心して移動し、活動できる歩道の整備を図ります。
- 高齢者、障害者等が日常的によく利用する鉄道駅や官公庁施設、医療・福祉施設等への移動経路となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。

駐車対策

- 大手前通りのトランジットモール化、徒歩と公共交通を中心としたまちづくりを踏まえ、駐車場整備計画など都心部における駐車対策を見直します。

都市計画道路網の見直し

- 国・県の動向を注視し、社会経済情勢の大きな変化に伴い、求められる都市の将来像の変更にあわせ、整備効果等の検証等を踏まえながら、必要に応じて都市計画道路網の見直しを行います。

道の駅の整備

- 本市の様々な地域資源と交通アクセス性を生かした観光ゲートウェイとして、利便性・魅力向上機能や広域防災機能、交流機能をあわせ持った道の駅の整備を推進します。

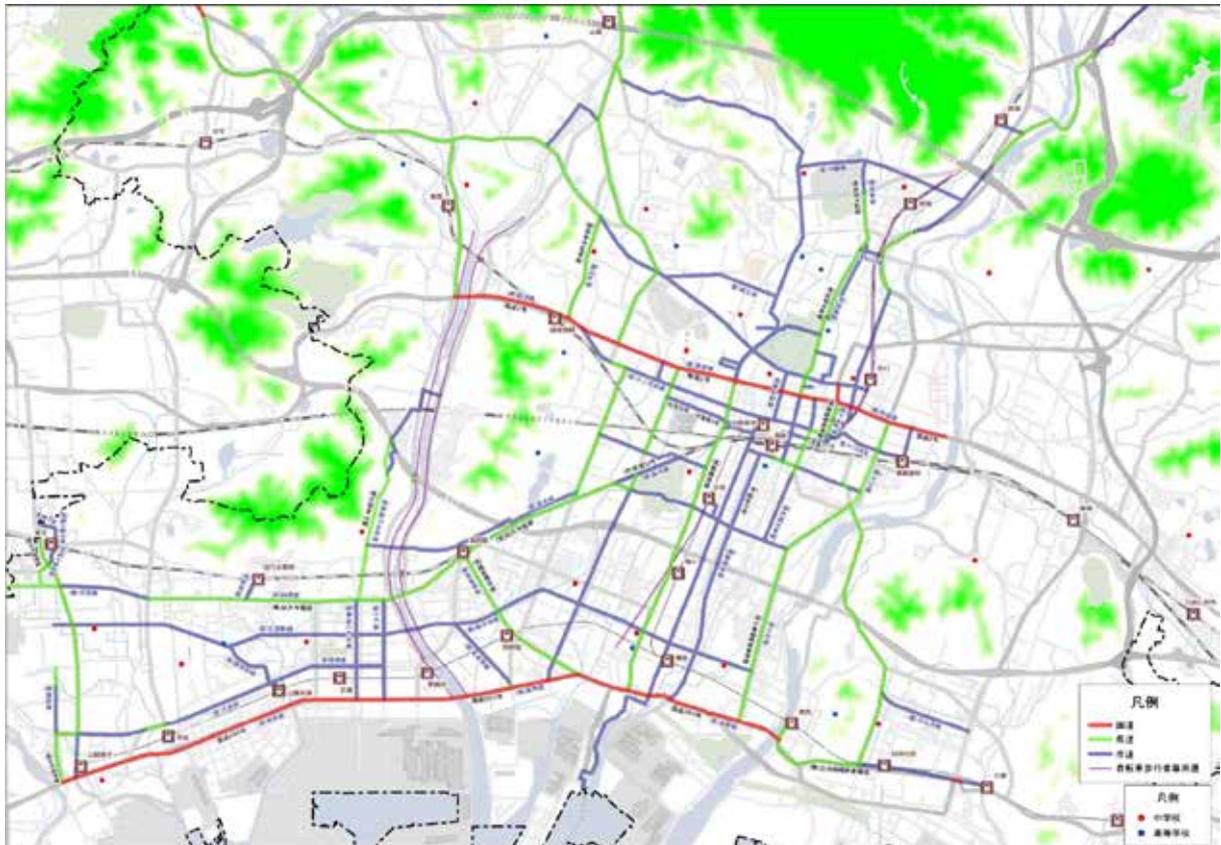
（４）自転車利用環境

自転車ネットワーク

- 環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、市民の健康増進等につながる自転車の利用を促進するため、安全で快適な自転車通行空間や駐輪場を確保することにより、自転車利用環境の向上を図ります。

- 自転車ネットワーク路線を中心に自転車道や自転車レーン等を整備し、自動車や歩行者と自転車との通行空間の分離を図ります。

■ 自転車ネットワーク路線



出典：姫路市自転車活用推進計画（令和3年（2021年）7月）

放置自転車対策

- 放置自転車対策が必要な鉄道駅周辺を中心に駐輪場の整備を図ります。都心部においては、商業施設等と連携しながら駐輪スペースを確保するための取組を進めます。
- 自転車等の放置防止に関する啓発活動や自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等の撤去を実施し、自転車利用マナーの向上や放置自転車の抑制を図ります。

シェアサイクルの利用促進

- シェアサイクル（姫ちゃり）の利用促進を図るため、利用者のニーズに合ったサイクルポートの設置など、利用者の利便性向上に取り組めます。

3 水と緑


**主な
関連計画**

- ・姫路市緑の基本計画
- ・手柄山中央公園整備基本計画
- ・姫路城跡保存活用計画

(1) 基本的な考え方

緑は、都市環境の改善、災害時の防災、レクリエーション活動や憩いの場等として、市民生活を様々な形で支えています。このような多様な効用を持つ緑を都市の中に市街地と調和しながら保全・整備し、市民・企業等と連携・協力しながら、緑とふれあい、緑を通じて人がつながることができる、住みよい都市づくりに取り組みます。

(2) 自然・田園環境

- 北部等に広がる森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有していることから、健全な森林を維持できるよう適切な間伐・枝打ち・下草刈り等の管理を促進するとともに、一定規模以上の森林の開発に対して緑地の保全や景観への配慮を誘導するなど、優れた森林環境の保全・活用を図ります。
- 県民緑税事業や森林環境譲与税事業等を通じて、放置された里山林の保全・活用を図ります。
- 市街地に隣接する農地や里山林と一体となって広がる農地は、レクリエーションファームとしての活用を促進し、その保全を図ります。
- 遊休農地の解消に向け、次世代を担う新規就農者を確保するとともに、担い手への農地の集積・集約化による効率的な営農を展開します。
- 雪彦山や明神山、家島諸島など特色のある自然環境と姫路城をはじめとする歴史的環境は、本市の大きな魅力であるため、各種法指定により開発等を抑制します。
- 市街地に残る独立丘陵で、緑地保全に関する法規制がない地域については、地域住民等と連携した保全・活用の取組を検討します。
- C S R活動を通じた植林や里山林の保全等への企業の参加を促進します。
- 伊勢自然の里・環境学習センターや自然観察の森、姫路科学館等を活用した環境学習等を通じ、緑や生物多様性への市民の理解を深める取組を進めます。



農地風景



伊勢自然の里・環境学習センター

- 市川、夢前川、林田川、揖保川等の河川については、治水・利水機能を確保した上で、河畔林の育成やビオトープの保全等を促進します。

(3) 公園・緑地

シンボルや拠点となる公園・緑地の整備

- 都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として、文化センターの移転等に伴う手柄山平和公園の再整備を推進します。ひめじスーパーアリーナの整備と既存公園施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線を確保することで魅力向上を図ります。
- 姫路公園については、「姫路城保存活用計画」に基づき、姫路城を核とした歴史的景観と水と緑が調和した市中心部の公共空間にふさわしい利用環境の維持・向上を図ります。
- 名古屋山霊苑については、花と緑に包まれた市民の憩いの場として緑化を図ります。
- 公園・緑地の整備にあたっては、自然環境が有する雨水貯留機能を活用した都市型水害への対応力の強化や暑熱対策の推進など、グリーンインフラの充実を図ります。



姫路公園

身近な公園・緑地の整備

- 地域住民の身近な憩いの場、災害時における避難場所等を確保するため、市街化が進みつつある地域においては、公園整備の優先度を考慮しながら、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。
- 健康増進や子育てしやすい環境づくりの一環として、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の地域交流の場となる公園緑地が求められることから、既存公園の統廃合や集約化を含めた再編と活性化に取り組みます。

公園のストック効果の向上

- 地域コミュニティによる柔軟で楽しい公園運営を進めるため、公園愛護会の活動の幅を広げるための支援、活発な活動につながる奨励制度の設置、情報発信等に取り組みます。
- 設置管理許可制度やPark-PFI（公募設置管理制度）の導入、公園愛護会がより活性化する仕組みづくり等、公園の質を引き上げる民間の取組支援、市民協働による施設整備を推進します。

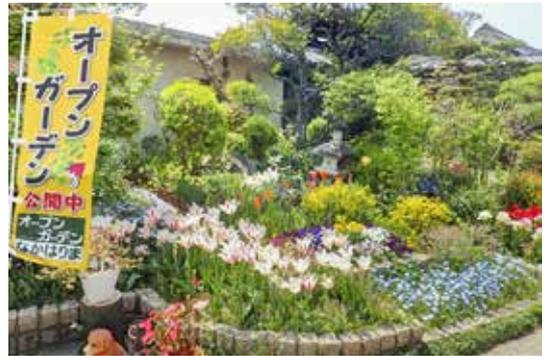


公園の利活用

- 既存の公園・緑地については、従来の事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、公園施設の長寿命化や成長しすぎた樹木の管理等を推進します。
- 社会経済情勢の大きな変化に伴い、求められる都市の将来像の変更にあわせ、整備効果等の検証等を踏まえながら、必要に応じて都市計画公園・緑地の見直しを行います。

(4) 都市緑化

- 緑化イベントの開催や広報活動、緑化研修や指導員の派遣、オープンガーデン事業など多様な機会の創出により、緑に対する市民の関心を高めるとともに、各種活動等への参加を促します。
- 公共施設においては、樹木の適切な維持管理や緑化を図るとともに、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、民有地における緑化を促進します。
- ひめじ花と緑のコンクール等によるベランダの花壇化、地区計画や緑地協定等の普及啓発を図る等、多様な手法による市街地における緑の創出を図ります。
- 幹線道路においては、街路樹等の適切な維持管理や沿道の敷地内緑化等により連続した緑の確保を図ります。



オープンガーデン



手柄山スポーツ施設外観鳥瞰図

4

市街地整備


**主な
関連計画**

- ・ 姫路市ウォークアブル推進計画
- ・ 姫路市空家等対策計画
- ・ 姫路市住宅計画
- ・ 姫路市耐震改修促進計画

(1) 基本的な考え方

高次都市機能や商業機能等の集積が進み、中心市街地の相対的な活力の低下が改善されつつある姫路駅周辺地区においては、引き続き、再整備した大手前通りや駅前広場等を活用した公民連携による活性化の取組を推進するとともに、他の主要な鉄道駅周辺においては、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進します。

また、地域住民等の参加・協力を得ながら、密集市街地の改善、空き家の活用やリノベーションの促進、公共空間の利活用等を推進します。

(2) 既成市街地
計画的な再開発が必要な市街地

- 土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災力の向上等の整備課題を抱えている既成市街地等を計画的な再開発が必要な市街地として位置付け、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を定めた上で、地区の特性に応じた整備を進めます。



姫路駅周辺

- 姫路駅周辺地区においては、キャストィ 21 計画に基づく再開発により、行政と民間の適切な役割分担の下、播磨地域の中核都市にふさわしい商業・業務、医療、芸術・文化等の高次都市機能の集積を図ります。
- 「改良すべき踏切道」が集中する飾磨地区において、鉄道と道路との立体交差等の対策を推進し、安全で良好な環境を創出します。
- 阿保地区や J R 網干駅前地区における土地区画整理事業を推進し、良好な市街地の形成を図ります。
- 本市が有する余剰施設を含む既存ストックや施設跡地を活用し、民間投資を適切に誘導しながら、拠点の位置付けに応じた都市機能の維持・増進及び良好な住環境の形成等を図ります。
- 旧中央卸売市場跡地においては、新市立高等学校の校舎の建設、移転に向けた計画や整備を進めます。
- J R 手柄山平和公園駅周辺において、駅前広場やアクセス道路等の都市基盤整備による交通結節機能の向上、手柄山平和公園の再整備による都市機能の強化・維持を図ります。



阿保地区土地区画整理事業

- 大規模な工場の移転等が生じる場合や網干沖等の埋め立てによる新たな工業用地が確保された場合には、企業に対して適切な跡地利用を促すとともに、用途地域の指定等を行い、都市機能との調和や地域産業の持続的な振興を図ります。

密集市街地の改善

- 老朽木造家屋が密集した防災上の課題を持つ密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化・不燃化の促進、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の整備等に取り組み、安全で安心な市街地の形成を図ります。密集した町家等の歴史的な町並みが地域の魅力となっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図ります。
- 密集市街地の改善に当たっては、地域住民など多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進することとし、コミュニティを中心とする自主防災意識の向上を図るとともに、地域住民等の参画と協働によるまちづくりを推進します。

居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

- 姫路に暮らす人、訪れる人が街の中に多様な居場所の選択肢を持ち、街への誇りと愛着が持てる魅力的なまちなかの実現を目指して、姫路駅から姫路城やアクリエひめじまでを中心に、ウォークアブルな「人」中心の空間へ転換するための取組を段階的に推進します。
- 大手前通りのエリア価値向上を目指して、道路空間と沿道建物が一体となった魅力向上の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークを中心とする働き方の多様化に対応するため、テレワーク拠点の導入を検討します。
- 地域の魅力発信の担い手となり得る新たな人材を発掘・育成する取組を推進します。



白鷺町のウォークアブルの取組



大手前通りイルミネーション（歩行者天国）

(3) その他の市街地

- 既成市街地の周辺で公共施設の整備が十分でないにもかかわらず、市街化が進行している地域や低未利用地が多く残されている地域においては、市街地の骨格となる道路、公園等の適正配置のもとに土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、計画的な市街地の形成を図ります。

(4) 住環境

住環境の向上

- 土地区画整理事業等の面的整備事業が実施された住宅地など、敷地規模を有し、敷地内の緑が豊富で建築物の高さもそろっている住宅地については、地区計画制度、建築協定制度、景観協定制度等を活用し、良好な住環境の維持、保全を図ります。郊外に計画的に開発された住宅団地についても地区計画制度を活用し、現在の住環境の維持、保全を図ります。
- 新たな住宅開発においては、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、良好な住環境の形成と快適で安全なまちづくりを促進します。
- 生活道路が未整備な住宅地においては、姫路市安全・安心生活道路整備制度により、生活道路の拡幅を支援します。
- 高齢単身世帯等が増加しており、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保していくため、高齢者向け住宅の適切な整備を促進するとともに、高齢者向け住宅等への高齢者の住替えを支援します。
- アスベストを使用した建築物の解体工事に対して、アスベストの飛散防止対策に係る指導と啓発の強化を図り、市民への健康被害の発生を防ぎます。

空き家等の対策

- 良好な住環境を保全するため、空き家の適正な管理や利活用を所有者等に促すとともに、空き家の発生抑制や管理不全の解消に対する市民意識の醸成、地域における見回り活動の促進など、総合的な空き家対策を推進します。
- 住環境を悪化させる管理不全土地の発生を抑制するため、空き家や空き地（低未利用地や所有者不明土地等）の所有者等による適正な管理、利活用の促進に取り組みます。
- 管理不全マンションの発生を抑制するため、管理組合を対象としたマンション改修の支援やセミナーの開催、管理相談など、分譲マンションの適正な維持管理を促進します。

市営住宅の整備等

- 市営住宅の計画的な建替えや改修を進めるとともに、人口減少に応じた適正な配置や民間ノウハウの導入、空き住戸の活用等による効率的かつ効果的な管理運営をすることで、市営住宅を安定的に提供します。
- 住宅の確保に配慮が必要な市民が安心して暮らせるよう、市営住宅の提供や民間賃貸住宅の活用等を通じて、住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

5

生活環境


**主な
関連計画**

- ・ 姫路市環境基本計画
- ・ 姫路市地球温暖化対策実行計画
- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 流域別下水道整備総合計画
- ・ 姫路市水道ビジョン

(1) 基本的な考え方

上下水道は、普及向上のための建設事業は概ね完了しており、今後は施設の維持管理や改築更新に重点を置くとともに、人口減少や急激な物価上昇などの社会経済情勢を踏まえ上下水道事業経営の効率化にも取り組んでいます。

また、地球規模に拡大した今日の環境問題に対応するため、ごみの発生抑制・再使用・再生利用等の循環型社会の形成を目指した取組や再生可能エネルギーの普及等を推進します。

(2) 下水道・水道
下水道施設

- 老朽化した管渠や処理場、ポンプ場等の計画的な更新・耐震化を進めます。
- 将来において持続可能な生活排水処理を維持していくため、集落排水処理施設やコミュニティ・プラントの公共下水道への接続・統合を進めるとともに、民間活力の導入や下水道DXの推進、未利用地等の有効活用など、下水道事業経営のさらなる効率化を図ります。
- 都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や近年の気候変動に伴う集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、浸水リスクを評価し、優先度の高い地区に重点をおいて、計画的に雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備を順次進めていきます。

水道施設

- 老朽化した水道施設や管路の計画的な更新・耐震化を図ります。特に市川水系に位置する水道施設については「姫路市基幹浄水場（市川水系関連施設）再編計画」を策定し、耐震化とともに施設規模の適正化を図ります。
- 安全で良質な水道水を安定して供給するため、水需要に応じた管路のダウンサイジングや施設規模の適正化を進めるとともに、民間活力やICTを活用するなど、水道事業経営のさらなる効率化を図ります。

(3) その他の供給処理施設

ごみ処理施設等

- 市民、事業者と協力し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを意識したライフスタイルの定着を目指すとともに、一般廃棄物の適正で安定的な処理能力を確保します。
- 循環型社会の形成を目指した環境発信拠点としてエコパークあぼしの活用を図ります。
- ごみ処理施設については、将来にわたって持続可能な適正処理を確保するため、エコパークあぼしの長寿命化などの既存施設の改修の実施および更新の検討を進めます。
- 市川美化センターの後継施設として、旧南部美化センター跡地に新たなごみ処理施設を建設します。循環型社会の形成と、廃棄物エネルギー回収およびその有効利用に配慮し、地域社会に貢献できる施設をめざします。
- し尿処理施設については、公共下水道の普及等による処理量の減少や施設の老朽化を踏まえ、生活環境と公衆衛生の保全に必要な処理体制を確保します。
- 収集運搬、中間処理、最終処分の各過程における産業廃棄物の適正処理を促進するため、処理業者に対する立入検査、報告徴収など監督強化を図ります。
- 産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防および調整に関する条例」に基づき、関係住民等の意向を十分に反映させたものとしします。

卸売市場

- 白浜地区に移転再整備した中央卸売市場については、周辺の妻鹿漁港、食品関連企業等との連携や場外施設（賑わい施設）の整備を促進し、将来にわたって播磨地域に貢献し続ける生鮮食料品等の流通拠点としての機能強化を図ります。

(4) 再生可能エネルギー

- 温室効果ガスの排出抑制やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化等を目指し、日照に恵まれた本市の特性を生かした太陽光発電の普及を促進します。
- 下水汚泥の肥料化や下水熱をエネルギーとして利用するなど、下水道施設に賦存する資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、ごみ処理施設においても発電や熱利用等の資源の有効利用を図ります。
- 水素ステーションの整備や燃料電池自動車等の普及を促進するとともに、臨海部にLNG発電所が集積し、西日本1位のLNG輸入拠点である姫路港を有するという強みを生かした水素受入基地の立地を促進するなど、水素エネルギーの利用拡大に向けた環境整備に取り組み、産官学が連携して、カーボンニュートラルポートの形成を図ります。



水素ステーション

6

防災



主な
関連計画

- ・姫路市強靱化計画
- ・姫路市地域防災計画
- ・雨水管理総合計画

- ・兵庫県津波防災インフラ整備計画
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画
- ・兵庫県山地防災・土砂災害対策計画

(1) 基本的な考え方

国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画等を踏まえた「姫路市地域防災計画」に基づき、災害時に対してしなやかな防災構造を形成する防災拠点の配置とネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策、頻発・激甚化する水害・土砂災害対策の強化を図ります。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携しながら災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード・ソフトや事前準備を組み合わせた総合的な対策を進めます。

(2) 防災拠点の整備とネットワークの形成

- 幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点や避難地の体系的な整備を図るとともに、広域防災拠点となる手柄山平和公園と地域・コミュニティ単位の防災拠点とのネットワーク化を図ることで防災機能を高めます。
- 洪水、高潮による浸水リスクや液状化リスクの高い区域が広範囲に分布する臨海部において、災害時に機能する道路ネットワークの確保を図ります。
- 災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路の設定や、海や空からの代替ルートの確保など、緊急輸送体制の確保を図ります。
- 人的被害を最小限に抑えるため、気象情報や避難情報等の住民等に対する災害情報伝達手段の充実を図ります。

■ 防災拠点の配置

区分	配置方針
広域防災拠点	・広域的な救援・救護・復旧のための拠点として、手柄山平和公園を広域防災拠点として位置付け、防災機能の充実を図ります。
地域防災拠点	・情報収集・伝達機能を有する支所、出張所と各種応急対策活動を行うオープンスペースを1組として、防災ブロックの防災活動の拠点となる地域防災拠点を配置します。 ・地域防災拠点は、派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市街地の消防・救援・救助・復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担います。
コミュニティ防災拠点	・小学校区を基本とした生活圏において、圏内の中心となるコミュニティ防災拠点を配置します。 ・コミュニティ防災拠点は、災害時には地域住民の避難及び防災活動の拠点として、平常時には地域住民のコミュニティ形成の拠点としての役割を担います。

(3) 地震・津波対策

都市の耐震・不燃化

- 庁舎、消防署等の防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化を推進するとともに、広域的な相互応援体制を確立します。
- 住宅や緊急輸送道路沿道の建築物、要配慮者利用施設など、民間建築物の耐震化を促進するとともに、都市機能が集積する都心部等では、火災による被害拡大を防ぐため、建築物の不燃化や避難安全性能の向上を促進します。
- 密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化の促進、避難や延焼防止、消火救出活動に有効な道路・公園の整備等に取り組み、防災性の向上を図ります。
- 大規模盛土造成地については、その存在の住民への周知を図るとともに、経過観察等による安全性の確認等を行います。

津波対策

- 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく既存海岸保全施設の強化を促進します。
- 海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対して早急な避難により人的被害の軽減を図るため、津波避難計画に基づく指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路の確保や、津波警報等の住民等への適切な伝達手段の整備を図ります。



津波避難ビル等

(4) 水害・土砂災害対策

総合的な治水対策

- 浸水被害を軽減するため、国、兵庫県が実施する一級・二級河川の改修等を促進しながら、市が主体的に事業に取り組む都市基盤河川や市が管理する河川の改修等を推進します。また、河川事業と連携しながら、雨水管理総合計画に基づき下水道施設の雨水幹線や雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備を進めていきます。
- 開発行為における調整池等の設置促進やため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。



福泊調整池

- 「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づく防潮堤等の整備や、河川整備計画に基づく高潮対策事業を促進します。
- 地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保や浸水防止対策を図るための防災体制の整備を促進します。
- 洪水、内水、高潮により、市街地の広範囲において建築物の床上浸水が想定されていることから、病院等の都市機能上重要な建築物の耐水化を促進し、災害時における都市機能の確保を図ります。

災害リスクを考慮した土地利用

- 家屋倒壊等氾濫想定区域など、特に災害リスクの高い区域に立地する病院や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設については、建替え等を契機として、安全な市街地への移転を促進します。
- ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等を当面の取組として進めつつ、災害リスクの高い区域における土地利用制限を視野に入れた中長期的な対策を検討します。

土砂災害対策

- 山麓部における崖崩れ、土砂流出等による被害を防止するため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の周知や警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域における市街化を抑制します。
- 「兵庫県山地防災・土砂災害対策計画」に基づく砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、治山ダム等の整備を促進するとともに、緊急防災林の整備（災害緩衝林の造成や間伐木を利用した土留工の設置など）等による災害に強い森づくりを推進します。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査やその結果を踏まえた危険な盛土等を規制する区域の指定を行い、盛土等の安全対策の強化を図ります。

(5) 地域防災力の向上

- ハザードマップの周知や出前講座等を通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動に対する各種支援等を実施し、地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進します。
- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対して、利用者の円滑で迅速な避難確保を図るための避難確保計画の作成を促進します。
- 発災時における一時避難後の応急仮設住宅地を迅速に確保するため、応急仮設住宅地の選定等に係る調査・研究を行います。

7

景観



主な
関連計画

・姫路市都市景観形成基本計画
・姫路市景観計画

(1) 基本的な考え方

美しい山々や河川、瀬戸の海などの豊かな自然や世界遺産姫路城をはじめとする歴史・文化などの数多くの景観資源を生かし、姫路らしい都市景観の形成を図るため、本市では、昭和62年（1987年）に「姫路市都市景観条例」を制定し、良好な景観を形成するための施策を総合的に展開してきました。

また、平成20年（2008年）4月からは、景観法に基づく景観計画を策定し、地域特性に応じた景観形成を推進するため、市内全域を景観計画区域として良好な景観の形成に関する方針を定め、重点的に景観形成を図る区域として「都市景観形成地区」「歴史的町並み景観形成地区」「風景形成地域」を定めています。

(2) 景観構造と類型

本市の景観は、市民に身近な景観やまちのシンボルとなる景観、山や川などの自然景観など、景観を構成する要素が様々あります。また、それらをとらえる視覚的広がりや歴史的背景などによっても多様な展開がみられます。

本市の景観を「景観核（点）」「景観軸（線）」「ゾーン景観（面）」「眺望景観」に構造化し、各景観構造について類型ごとに方針を定め、その実現を図ります。

なお、4つの景観構造に共通する構成要素としての良好な夜間景観の形成に取り組みます。

景観構造	類型
景観核	<ul style="list-style-type: none"> ● まちのイメージを形成する景観上重要な場所です。 ● 姫路城を中心としたまちのシンボルとなる「都市景観核」のほか、地域ごとに愛着を持って育まれてきた身近な景観資源である「地域景観核」があります。
景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格となる幹線道路や河川などの線的な要素です。 ● まちの玄関口である JR 姫路駅から姫路城を見通す大手前通り、JR 姫路駅から姫路港を結ぶ駅南大路がシンボル道路として「都市軸」を形成しています。また、産業活動や都市活動を支える「産業活動軸」として国道などの主要幹線道路が、まちにうるおいを与える「水緑軸」として市川や夢前川などの主要な河川・緑地があります。
ゾーン景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 面的な広がりを持つ同質景観のまとまりのことであり、主に土地利用の特性に応じて地域の景観的特徴が表れます。 ● 住宅地、田園集落地、公園緑地、商業業務地、工業地、港などまとまりあるゾーン景観が形成されているとともに、街道筋では歴史的町並みなど特徴あるゾーン景観が形成されています。
眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の広範囲を眺める景観であり、地形や都市構造、都市の成り立ちなどを風景的に捉えた要素であると言えます。 ● 山並み景観と海浜・島しょ景観が大地形として市街地を取り巻いており、その中で、姫路城の眺望がシンボル景観として捉えられています。

■ 景観構造・類型図



出典：姫路市都市景観形成基本計画（令和8年（2026年））

(3) 魅力ある都市空間の創出

- 都市景観形成地区等の指定により、区域内の建築行為等に対して景観形成基準に基づく助言、指導等を行うほか、区域外においても大規模建築物等の適切な誘導を図ります。
- 都市景観形成地区等における大規模建築物等の建築行為等に対しては、事業計画の早い段階から景観への配慮を求めるデザイン事前協議制度により、専門家の意見を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。
- 景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定し、その保存を図ります。
- 「姫路市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物の許可申請等に対する適切な指導を行い、良好な広告景観の形成を図ります。
- 幹線道路の無電柱化を推進し、良好な都市景観やゆとりと潤いのある歩行者空間の形成を図ります。
- 外国人にも分かりやすい道路案内標識など、統一感があり、わかりやすい公共サインの整備を図ります。
- 自然環境や省エネルギーにも配慮した効果的な照明により、魅力的な夜間景観の創出を図ります。



景観核（地域景観核）



景観軸（都市軸）



ゾーン景観（歴史的町並み景観形成ゾーン）



眺望景観（山並み景観）

5

第 5 章

地域の将来像 < 地域別構想 >



1

地域区分の設定

地域別構想は、全体構想を基本として市域を地域ごとに区分し、それぞれの地域づくりの基本的な方向を示すものです。本市の地勢、交通網、沿革等を考慮し、市域を5つに分けた「エリア」を単位として、地域別構想を策定します。

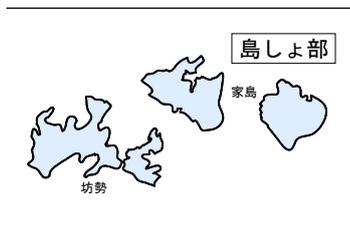
また、地域ごとの将来像図に示している幹線道路や公園の整備など都市計画事業等の実施に当たっては、地域住民が中心となって掘り起こした地域資源の保護・保存・活用に配慮するなど、特色ある地域づくりを目指します。

■ 地域区分の設定

地域ブロック	人口		面積	
	千人	%	km ²	%
城央エリア	175.4	33.1	31	5.8
南西エリア	104.0	19.6	41	7.7
南東エリア	109.5	20.6	60	11.2
北東エリア	80.8	15.2	131	24.5
北西エリア	60.8	11.5	271	50.8
市全域	530.5	100.0	534	100.0

注1：人口は令和2年（2020年）国勢調査

注2：校区は令和3年（2021年）3月現在



2

城央エリア

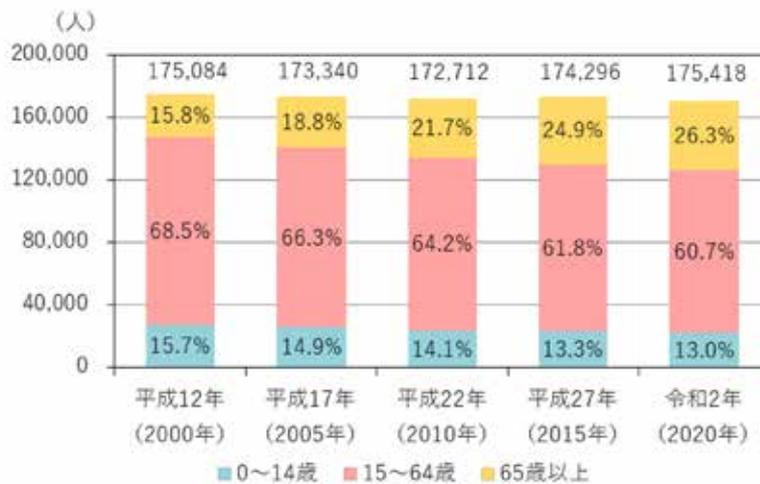
(1) 地域づくりの目標

地域の概況

- 城央エリアは、本市の中心に位置する地域であり、ほとんどが市街地地域となっています。地域北側では、JR野里駅周辺を中心に都心部から連なる市街地が形成されています。
- 姫路城の旧城下町を中心に古くから商業地が発展し、社寺等の歴史文化の香りを残した播磨地域の中心商業地として育ってきました。
- 現在、姫路駅周辺地区において進めてきた鉄道高架事業等が完了し、高次都市機能が集積しています。また、大手前通りの再整備を契機として、公民連携によるウォークブルな環境づくりが進められています。



■人口及び人口構成の推移



資料：総務省「国勢調査」



地域の特徴

- ▶ 戦災復興土地区画整理事業の実施により、曲折が多く狭い旧城下町時代の道路網の改修が行われ、国道線（国道2号）や大手前通りなど今日にいたる市街地の骨格が形成されました。
- ▶ JR姫路駅の南部では、駅南土地区画整理事業に続き、中部土地区画整理事業により、本市の骨格となる駅南大路が開通したほか、地域内各所での組合施行の土地区画整理事業により、機能的な市街地の整備が進められてきました。
- ▶ 世界遺産姫路城のバッファゾーンには、当時の街路網や構築物とともに寺社、町家等の歴史的建築物が多く残っています。

地域づくりの目標

世界遺産姫路城を生かした国際観光都市づくり

- 世界遺産姫路城の保全と継承に力を注ぐとともに、本エリアに集積する歴史的・文化的資源の活用による都心の魅力を高め、国際観光都市の構築を目指します。

播磨圏域の連携中枢都市として魅力と活力ある拠点づくり

- 高度で多様な都市機能の集積と基盤整備を進め、播磨圏域の連携中枢都市にふさわしい魅力と活力ある拠点の形成を目指します。

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

- 質の高い公共空間や地域特性を生かした回遊性の向上により、歩いて楽しいまちなかの形成を目指します。
- 市民一人ひとりのライフスタイルに応じた多様な住まい方が選択できる生活空間の形成を目指します。

快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり

- 歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。

拠点

地域交流拠点	中心拠点	姫路駅周辺 ▶ 播磨圏域の連携中枢都市にふさわしい高次都市機能や広域交流における交通結節機能の充実を図ります。
	副次拠点	JR 野里駅周辺 ▶ 広域交流及び地域間交流における交通結節機能の向上や中心拠点を補完する都市機能、市民活動の場を備えた拠点の形成を図ります。
	生活拠点	JR 手柄山平和公園駅周辺 ▶ 地域の玄関口として、交通結節機能の向上を図るとともに、日常生活を支える都市機能の維持・向上を図ります。

高次都市機能ゾーン ▶ おおむね世界遺産姫路城及び内環状道路に囲まれた区域

- 姫路駅北地区は、主に商業核としての性格を持つ拠点として位置付け、商業機能の充実に加え、ウォーカブルな「人」中心の空間へ転換するための取組を段階的に推進します。
- 姫路駅南地区は、主に業務核としての性格を持つ拠点として位置付け、駅北地区と一体的な商業業務地を形成するとともに、駅南大路や運河公園等で魅力ある都市景観の形成を図ります。
- 姫路駅周辺の再開発や手柄山中央公園の再整備等により、行政、商業・業務、医療、教育、文化・芸術等の高次都市機能の集積、インバウンドの受け入れや周遊観光の拠点整備等を促進します。
- 旧中央卸売市場跡地において、新市立高等学校の校舎の建設、移転に向けた計画や整備を進めます。

(2) 地域づくりの方針



土地利用

商業系

姫路駅周辺の内環状道路に囲まれた区域、駅南大路及びJR野里駅周辺

- 拠点商業業務地として位置づけます。

拠点商業業務地の周辺及びその他の鉄道駅周辺、主要幹線道路沿線

- 商業業務地として位置づけます。

姫路駅周辺

- 姫路城と土地の高度利用との健全な調和を図るなど、城下町の風情を生かした魅力的な市街地形成に配慮します。
- 魅力ある個店づくりや特色ある商業・業務街区の形成を進め、地域住民や来街者の回遊の拡大を促進します。

国道線（国道2号）沿道の商業業務地

- 広域交通の利便性を生かした沿道施設等を誘導します。

その他

- 姫路城からJR野里駅に至る城東線や野里街道沿道を、歩行者を中心とした沿道型の商業業務地として位置づけます。
- 充実したオープンスペースや良質なオフィス、都市型住宅、子育て施設の誘導等を図ります。

工業系

城東町、東郷町、千代田町、西延末、野里等の既存の内陸工業地

- 職住近接型の工業地としての土地利用を図ります。

住宅系

東姫路駅北地区の複合住宅地

- 生活利便性の向上および軽工業等と調和のとれた住宅地の形成を図ります。

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

八丈岩山等の麓に位置する低層住宅地

- ゆとりある快適な住環境の維持・保全を図ります。

市街化調整区域に点在する住宅団地

- 地区計画制度の活用により、現在の住環境の維持・保全を図ります。

保全系

姫山、八丈岩山、増位山、広嶺山等の丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

- 豊かな自然や増位山随願寺、広峯神社等の歴史文化遺産に触れることができる拠点として、優れた歴史的風土を損なわない範囲で利用環境の向上を図ります。



交通

公共交通

姫路駅周辺

- 公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上をより一層推進するとともに、過度な自動車の流入を抑制し、高度なモビリティサービスなど多様な交通手段による快適な交通環境づくりを目指します。

JR 手柄山平和公園駅

- 駅前広場やアクセス道路を整備します。

山陽手柄駅・亀山駅

- 駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。



手柄山平和公園駅整備イメージ

バス路線

- 路線バス停留所までの距離が遠い住宅地が散在する一方で、郊外部と姫路駅を結ぶ便数が潤沢であることから、新たな運行ルートを設定することで路線を平準化し、利用者増加を目指した再編を行います。

道路

幹線道路

- 内環状道路、中環状道路（国道2号線、城北線、大日線、中央南北幹線）及び外環状道路（白国線、夢前川左岸線など）等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。
- JR姫路駅を中心とする南北交通の円滑化と南北市街地の一体化を図るため、中環状道路、内環状道路の整備を推進します。

豊かな公共空間を生み出す道路空間の活用等

- 歩行者利便増進道路制度等を活用し、大手前通りをはじめ、周辺道路においても賑わい創出や地域活性化を図ります。

駐車対策

- 大手前通りのトランジットモール化、徒歩と公共交通を中心としたまちづくりを踏まえ、都心部における駐車場の立地の適正化を図ります。

自転車利用環境

- 環境負荷の低減等につながる自転車の安全・安心・快適な利用を促進するため、利用者が多いバス停留所において駐輪場の整備を進めるとともに、国道線、十二所前線、駅南大路、下寺町線、大日線等における自転車利用環境の向上を図ります。



自転車レーン（延末線）



水と緑

公園・緑地

- 姫路公園については、「姫路城保存活用計画」に基づき、世界遺産姫路城を核とした歴史的景観と水と緑が調和した市中心部の公共空間にふさわしい利用環境の維持・向上を図ります。
- 手柄山平和公園については、都心近郊にある緑とスポーツ及びレクリエーションの拠点として、文化センターの移転等に伴う再整備を推進します。



市街地整備

土地区画整理事業

- 阿保地区では、土地区画整理事業による適切な土地利用の誘導を通じて職住近接型の複合住宅地の形成を図るとともに、子育て世帯の居住者の増加を図ります。
- 英賀保駅周辺地区では、土地区画整理事業により都市施設が整った低層住宅地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業の進捗にあわせて、身近に利用できる都市公園の整備および下水道未整備区域の解消を進めます。

密集市街地

- 姫路城南地区、本町白鷺町周辺、野里街道周辺及び柿山伏・龍野町・西新町周辺においては、地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。

その他

- 市街地における面的な不燃化、難燃化を促進するため、防火地域・準防火地域制度の活用を図ります。



生活環境

下水道

- 合流式下水道等の老朽化した下水道施設の計画的な改築更新を進めます。
- 重点対策地区において、局所的な浸水解消に寄与する雨水対策施設の整備を進めます。



防災

広域防災拠点

- 手柄山平和公園については、大規模災害時において救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点として、被災地外からの人員・物資を集結・搬送するための設備や緊急情報の通信施設等の整備を図るとともに、周辺の緊急輸送道路の無電柱化を図ります。

防災機能の強化

- 防災中枢拠点として姫路市防災センターと市役所を、地域防災拠点として中央支所を、オープンスペースとして城北公園、姫路公園、安室中学校、高丘中学校、西庄公園、運河公園を配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設の耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

河川

- 市川、船場川、大井川、水尾川の計画的な改修等や適切な維持管理を促進します。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。



景観

世界遺産姫路城

- 建造物・遺構等の復元を図るとともに、城を核とした水と緑のうまいある美しい景観の形成を図ります。

世界遺産姫路城を中心とする姫路城周辺地区

- 歴史的建築物の保全と活用を図るとともに、城と調和した風格ある景観の形成と城に配慮した眺望景観の保全を図ります。

野里街道、西国街道沿いに残る歴史的町並み

- 歴史的町並み景観形成ゾーンとして、城下町の歴史的景観の保全・継承を図ります。



野里街道

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。

都市景観形成地区である駅南大路地区や姫路駅北駅前広場地区を中心とした地区

- 姫路の玄関口にふさわしい緑豊かでゆとりと潤いのある都市空間の形成を図ります。

増位山や広嶺山、景福寺山等

- 豊かな水と緑が織りなす自然景観を保全するとともに、市街地を望む眺望点や身近に自然とふれあえる場として活用します。



土地 利用		凡 例		
拠点商業業務地	専用住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路	主要公園・緑地・墓園
商業業務地	農地・集落地	幹線道路(環状)	自転車レーン等整備路線	一級・二級河川
工業地	山地・丘陵	幹線道路(放射)	J R 線	水辺
複合住宅地	高次都市機能ゾーン	幹線道路(その他)	山陽電鉄	
一般住宅地				

■ 城央エリアの将来像

3 南西エリア

(1) 地域づくりの目標

地域の概況

- 南西エリアは、昭和初期に建設された製鉄所や化学、マッチ工場等の立地とともに発展してきた街で、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地地域に大きく区分されます。地域西側の中央部には農業振興地域が指定され、豊かな農地が広がっています。
- 網干地区は、播磨国風土記にも登場する長い歴史を持つまちで、中世から近世にかけては、揖保川、瀬戸内海という恵まれた水運による物流の拠点として栄えてきました。
- 広畑・大津地区では製鉄所の操業に伴い市街化が進み、土地区画整理事業と連動した住宅地等が形成され、道路等の都市施設が整った市街地が形成されています。



資料：総務省「国勢調査」

💡 地域の特徴

- ▶ 明治から昭和初期にかけて龍野電気鉄道(播州水力電気鉄道)が網干港駅を起点に地域の南北を通っていましたが、現在は、地域を東西に結ぶ山陽電鉄網干線やJR山陽本線が通っています。
- ▶ 揖保川やその河口に広がる海辺の景観、朝日山や京見山等の豊かな自然環境に加え、伝統的な町家が残る興浜界隈の町並みや大覚寺、異人館等の文化財、「津の宮の提灯祭り」で知られる魚吹八幡神社など、これらの自然環境や歴史文化遺産は地域の魅力となっています。

地域づくりの目標

利便性の高い駅前拠点づくり

- 山陽網干駅・広畑駅やJR網干駅・はりま勝原駅における駅周辺開発等を促進し、商業・業務施設と住宅や各種都市機能施設が調和した利便性の高い駅前拠点の形成を目指します。

循環型社会を先導する産業空間づくり

- 地域の発展を支えてきた既存の産業基盤・物流基盤を最大限に活用しながら、循環型社会の構築を先導する産業の振興を目指します。

海辺のまちなみや田園環境と調和した生活環境づくり

- 水運による物流の拠点であった歴史を伝えるまちなみ、津の宮の提灯祭りなど地域固有の伝統、文化を育みながら、市街地内に残る田園環境と調和した生活環境の創出を目指します。

快適で安心して暮らせる住宅市街地づくり

- 歩行者のための安全な道路空間の確保や身近な自然とふれあえる緑豊かな都市空間の創出など、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。

拠点

地域交流拠点	副次拠点	山陽網干駅周辺 <ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流及び地域間交流における交通結節機能の向上や中心拠点を補完する都市機能の充実を図るとともに、歴史的建造物を生かした魅力的な都市空間の創出を図ります。
	生活拠点	JR網干駅・はりま勝原駅周辺、山陽広畑駅周辺 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の玄関口として、交通結節機能の向上を図るとともに、日常生活を支える都市機能の維持・向上を図ります。 ● JR網干駅周辺地区においては、駅北側における土地区画整理事業を推進し、市西部の玄関口として、太子町と連携した交通結節機能の強化と商業機能等の充実を図ります。

(2) 地域づくりの方針



土地利用

商業系

山陽網干駅周辺

- 拠点商業業務地として位置づけます。

JR網干駅・はりま勝原駅周辺、山陽夢前川駅・広畑駅・天満駅・平松駅周辺

- 商業業務地として位置づけます。

工業系

既存の内陸工業地

- 引き続き工業地としての土地利用を図ります。

臨海部の姫路港内

- 日本有数の工業系企業が集積していることから温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を促進するとともに、都市活力の源となる工業地の形成を図ります。
- 周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について、生活環境影響調査



臨海部の工業地帯

を実施し、支障がないと認められる廃棄物処理施設等の土地利用を図ります。

姫路港網干沖地区等の埋立地

- 新規企業立地等のための産業用地として位置づけます。

住宅系

網干区福井等の複合住宅地

- 地場産業や軽工業等と調和のとれた住宅地の形成を図ります。

山陽電鉄南側の複合住宅地

- 適切な土地利用の誘導を通じて良好な市街地の形成を図ります。

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

京見山等の麓に位置する低層住宅地

- ゆとりある快適な住環境の維持・保全を図ります。

保全系

朝日山等の市街地に近接する丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図るため、区域区分や風致地区に関する都市計画の見直しを検討します。

地域西側に広がる農地・集落地

- 農業を振興する地域として、優良な農地を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。



交通

公共交通

J R 網干駅

- 土地区画整理事業にあわせて駅北側で駅前広場の整備等を推進し、公共交通への乗換えや乗り継ぎの利便性を高めます。

山陽広畑駅・天満駅・平松駅

- 駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。

山陽電鉄網干線

- 現況のサービス水準の維持・向上を図るため、交通事業者と沿線住民とともに活性化に努めます。

バス路線

- J R 山陽本線と山陽電鉄網干線が並走していることから、鉄道と路線バスの役割を明確に区別し、最寄りの鉄道駅や商業施設等への移動手段として運行便数を充実させることで、地域住民の利便性の向上を図ります。

道路

幹線道路

- 播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路の早期事業化に向け取り組むとともに臨港道路の整備にあわせた道路網の形成を図ります。
- 環状放射道路を構成する夢前川右岸線、国道2号線（姫路バイパス）、海岸線（国道250号）及び龍野線、広畑幹線、宮田線等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。

自転車利用環境

- 環境負荷の低減等につながる自転車の安全・安心・快適な利用を促進するため、夢前川右岸線、山崎線、宮田線、中門線、天満線等における自転車利用環境の向上を図ります。



水と緑

公園・緑地

- 地域住民の身近な憩いの場、災害時における避難場所等を確保するため、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。



市街地整備

密集市街地

- 広畑区本町周辺においては、広畑幹線の整備にあわせ地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。



生活環境

下水道

- 網干区福井地区等の老朽化した下水道施設の計画的な改築更新を進めます。
- 重点対策地区において、局所的な浸水解消に寄与する雨水対策施設の整備を進めます。



防災

防災機能の強化

- 地域防災拠点として網干支所と広畑支所を、オープンスペースとして大津団地第2公園、朝日中学校、網干南公園、垣内公園、広畑中学校を配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設の耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

避難対象地区

- 南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、地域住民等の参画により津波避難計画を策定し、避難場所や避難路の確保を図ります。

河川

- 揖保川水系や夢前川については、各河川管理者が主体となって行う流域治水を推進します。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。



景観

浜街道が通る興浜界隈の歴史的町並み

- 歴史的町並み景観形成ゾーンとして、港町の歴史的景観の保全・継承を図ります。

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。

遊休不動産となっている歴史的建造物等

- リノベーションによる活用等について、地域と連携したまちづくりを進めることにより、賑わいの創出や地域の活性化を図ります。



網干地区歴史的町並み

夢前川

- 桜並木の保全や水辺環境の適切な維持管理により、魅力ある都市景観の形成を図ります。



地区計画による緑豊かなまちづくり（あやみの）



蓮根畑



旧網干銀行



朝日谷の「火揚げ」



凡		例	
土地 利用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路(環状)	自転車レーン等整備路線
工業地	農地・集落地	幹線道路(放射)	J R 線
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路(その他)	山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。

■ 南西エリアの将来像

第5編 地域の将来像
〈地域別構想〉

4

南東エリア

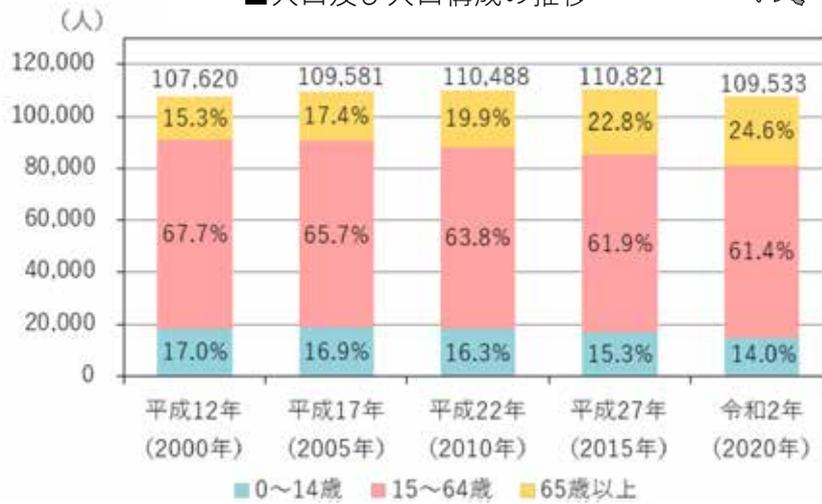
(1) 地域づくりの目標

地域の概況

- 南東エリアは、陸地部と島しょ部からなる地域です。陸地部は、東西に設けられた緩衝帯により、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地地域に大きく区分され、大塩・的形地区には、自然海岸が残っています。
- 市街地地域では、浜街道沿いに住・商・工が近接した職住複合の市街地が形成され、その周辺部では、おおむね土地地区画整理事業と連動した住宅地が形成されてきました。
- 姫路港飾磨地区は、港湾施設の整備により物流機能の強化や旅客船ターミナルが整備されており、「海の玄関口」としての役割を果たしています。



■人口及び人口構成の推移



資料：総務省「国勢調査」



地域の特徴

- ▶ 野田川の河口に開けた旧飾磨港（姫路港飾磨地区）は、かつて飾磨津と呼ばれ、江戸時代は姫路城下の外港として重要な位置を占めており、明治初期の産業道路であった銀の馬車道の発着点でもありました。
- ▶ 灘地区は早くから地場産業が発展した地域でもあり、江戸中期の和釘の製造が始まりとされています。現在でも鎖・ナット製造等の地場産業が行われる職住近接の複合住宅地が形成され、臨海部では塩田廃止後の土地地区画整理事業により工業団地が造成されています。
- ▶ 松原八幡神社の秋の例大祭は「灘のけんか祭」として海外にも名を知られ、浜の宮天満宮の「台場差し」や恵美酒宮天満神社の「台場練り」、大塩天満宮の「獅子舞」等を含め、本地域は伝統に育まれたコミュニティが連綿と引き継がれています。
- ▶ 島しょ部の家島諸島は、大小 40 余りの島々で構成されており、採石・海運業、水産業を基幹産業として発達してきました。水産物の水揚量は県内でも有数のシェアを占めています。

地域づくりの目標

高規格な幹線道路網の整備を契機とした交通ネットワークづくり

- 播磨臨海地域道路網、海岸線（国道 250 号）等の高規格な幹線道路を中心とした物流の効率化、災害時の緊急輸送や広域緊急医療の充実等に資する交通ネットワークの形成を目指します。

海の玄関口にふさわしい生活と産業が交流する拠点づくり

- 本市の海の玄関口にふさわしい都市機能や流通機能等を備えた地域交流拠点及び親港拠点を形成するとともに、これらの拠点と地域内外の連携を強化する骨格道路網の形成を目指します。

歴史的な魅力や伝統・文化を生かした住宅市街地づくり

- 古くからの港まちや住・商・工のバランスがとれたまちとしての側面を活かしながら、都市施設が整い快適で安心して暮らせる住宅市街地の形成を目指します。
- 地場産業による職住近接の生活像と祭りに育まれたコミュニティを後世に引き継ぐため、伝統ある複合住宅地の形成を目指します。

豊かな自然を生かした自立的に発展する島づくり

- 島しょ部においては、住民の誰もが生きがいを感じながら生活できるよう、交通基盤を整備するとともに、住民の創意と地域特性を生かした水産業の振興、豊かな自然、個性ある文化等の地域資源を最大限に生かした観光産業等の振興を目指します。

拠点

地域交流拠点	副次拠点	山陽飾磨駅周辺 ▶ 広域交流及び地域間交流における交通結節機能の向上や中心拠点を補完する都市機能の維持・充実を図るとともに、港町の歴史的景観を生かした魅力的な都市空間の創出を図ります。
	生活拠点	JR 英賀保駅周辺、山陽白浜の宮駅・大塩駅周辺 ▶ 地域の玄関口として、交通結節機能の向上を図るとともに、日常生活を支える都市機能の維持・向上を図ります。
地域内拠点	家島事務所周辺 ▶ 公共交通によるアクセス性を確保するとともに、商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービスの維持・確保を図ります。	
親港拠点	姫路港飾磨地区 ▶ 姫路港旅客ターミナルエリアの再編整備により、姫路の海の玄関口として、地域のブランド価値を向上させる港湾空間の形成を促進するとともに、港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受け入れ環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を促進します。	

(2) 地域づくりの方針〈陸地部〉



土地利用

商業系

山陽飾磨駅周辺

- 拠点商業業務地として位置づけます。

J R英賀保駅、山陽妻鹿駅・西飾磨駅・白浜の宮駅・的形駅・大塩駅周辺

- 商業業務地として位置づけます。

飾磨幹線（駅南大路）

- 沿道型の商業業務地として位置づけます。

工業系

臨海部の姫路港内

- 日本有数の製造業や発電所等が集積していることから温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を促進するとともに、都市活力の源となる工業地の形成を図ります。
- 周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について、生活環境影響調査を実施し、支障がないと認められる廃棄物処理施設等の土地利用を図ります。



飾磨港周辺

妻鹿漁港

- 水産物の生産・流通・加工・販売施設等の集積を図るとともに、生産・加工された水産物を生かした販わいを創出します。

住宅系

海岸線（国道 250 号）沿道や宮線沿道等の複合住宅地

- 住・商・工をともに許容した土地利用を図ります。

白浜地区など山陽電鉄と海岸線（国道 250 号）に挟まれた複合住宅地

- 地場産業を営む工場と住宅が共存した職住近接型の住宅地の形成を図ります。

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

市街化調整区域の既存集落

- 特別指定区域制度の活用により、地域の実情に応じた住環境の維持、保全を図ります。

保全系

小赤壁等の自然海岸や仁寿山等の市街地に近接する丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

その他

- 塩田跡地ゾーンは、播磨臨海地域道路の整備や鉄道施設移転の進捗状況等を踏まえ、地域特性にも配慮した土地利用を誘導します。



小赤壁

交通



公共交通

山陽飾磨駅周辺地区

- 踏切での慢性的な交通渋滞が発生し、地域住民の生活や交流活動、経済活動等に支障をきたしているため、鉄道と道路との立体交差等の対策を推進し、安全で良好な環境を創出します。
- 山陽飾磨駅と姫路港を公共交通で接続し、アクセス性の向上を目指します。

山陽飾磨駅・八家駅・的形駅・西飾磨駅

- 駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。

バス路線

- 山陽白浜の宮駅・八家駅・的形駅を拠点としたバス路線網の再編を図ることで地域住民の利便性の向上を図ります。

道路

幹線道路

- 播磨地域におけるものづくり力の強化や防災・減災機能の強化、広域交流の円滑化を図るため、播磨臨海地域道路の早期事業化に向け取り組みます。
- 環状放射道路を構成する海岸線（国道250号）、御着線及び大日線、中央南北幹線等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。

自転車利用環境

- 環境負荷の低減等につながる自転車の安全・安心・快適な利用を促進するため、飾磨幹線等における自転車利用環境の向上を図ります。



水と緑

公園・緑地

- 市民のスポーツに関するニーズが高まる中、必要に応じてスポーツ需要を満たす広場の整備を図ります。



市街地整備

土地区画整理事業

- 英賀保駅周辺土地区画整理事業を推進し、都市施設が整った低層住宅地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業の進展にあわせて、身近に利用できる都市公園の整備および下水道未整備区域の解消を進めます。

密集市街地

- 飾磨区御幸・大浜周辺において、地域住民との連携により建築物の建替え、耐震・不燃化を促進するなど、安全な市街地環境への改善を図ります。



生活環境

下水道

- 中部終末処理場等の老朽化した下水道施設の計画的な改築更新を進めます。
- 重点対策地区において、局所的な浸水解消に寄与する雨水対策施設の整備を進めます。

防災

防災機能の強化

- 地域防災拠点として飾磨支所と白浜支所を、オープンスペースとして高浜総合公園、飾磨中部中学校、津田公園、灘中学校、大的中学校を配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

避難対象地区

- 南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、地域住民等の参画により津波避難計画を策定し、避難場所や避難路の確保を図ります。

河川

- 市川、船場川、水尾川、夢前川、野田川、八家川については、計画的な改修等や適切な維持管理を促進します。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。



景観

山陽飾磨駅以南に残る歴史的町並み

- 歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、港町等の歴史的景観の保全・継承を図ります。

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。



姫路みなと祭りの花火



飾磨津物揚場跡地



大塩ののじぎく



灘のけんか祭り



凡		例	
土地利用		都市施設	
拠点商業業務地	専用住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	農地・集落地	幹線道路（環状）	自転車レーン等整備路線
工業地	山地・丘陵	幹線道路（放射）	JR線
複合住宅地	高次都市機能ゾーン	幹線道路（その他）	山陽電鉄
一般住宅地			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

注：播磨臨海地域道路のルートについては、令和5年（2023年）10月に公表した都市計画素案であり、確定したものではありません。

■南東エリアの将来像〈陸地部〉

(3) 地域づくりの方針〈島しょ部〉



土地利用

- 森林等に係る各種制度を活用により豊かな自然環境の適正な保全・管理を図るとともに、国立公園に指定されている自然景観を生かした観光・レクリエーション地としての活用を図ります。



交通

- 姫路港と家島を結ぶ海上交通は、現状のサービス水準を維持しつつ、陸上交通との連携強化を図ります。
- 地域住民、交通事業者等の多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持・確保を図ります。



家島コミュニティバス



防災

- 地域防災拠点として家島事務所を、オープンスペースとして家島中学校、家島高等学校、坊勢スポーツセンターを配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。

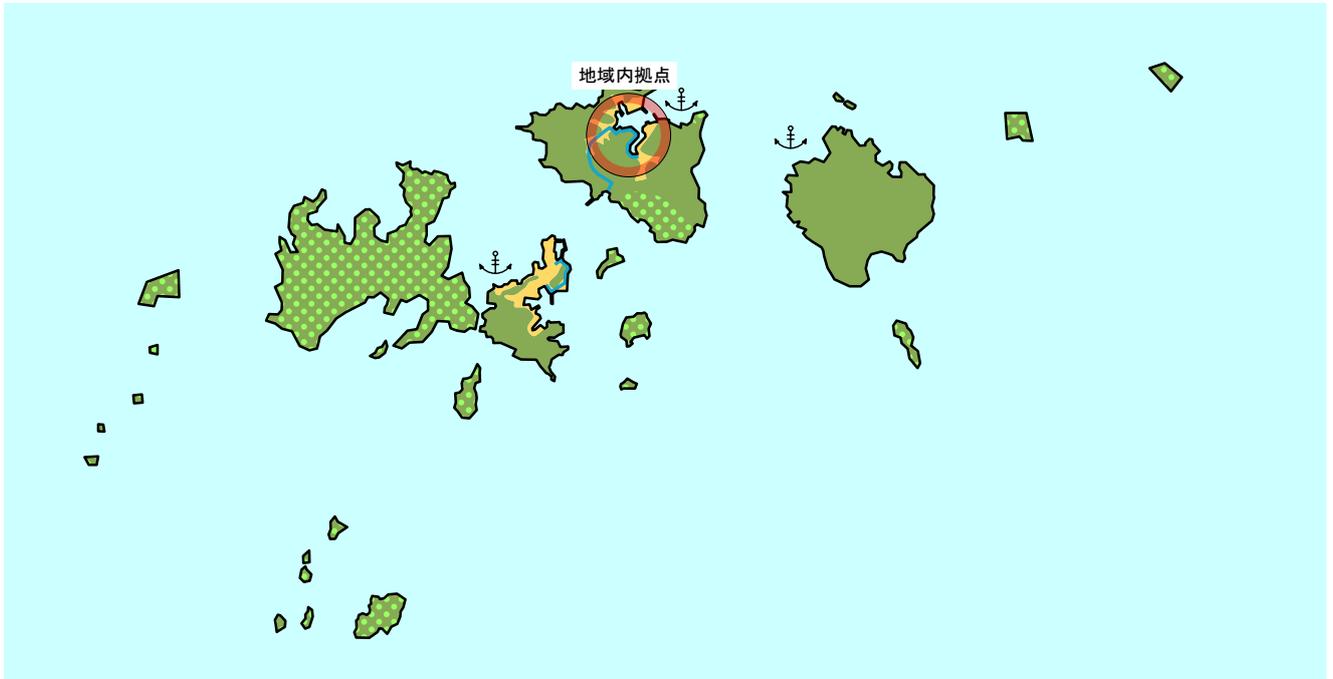


景観

- 島の暮らしや伝統を尊重しつつ、自然環境、集落、港等が一体となった島らしい景観の保全、育成を図ります。
- 景観形成上重要な建造物等は、保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。



家島のまち並み



凡		例	
土 地 利 用		都 市 施 設 等	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	J R 線
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	山陽電鉄
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	主要公園・緑地・墓園
			瀬戸内海国立公園
			一級・二級河川
			水辺

■南東エリアの将来像<島しょ部>

第5章 地域の将来像
〈地域別構想〉

5 北東エリア

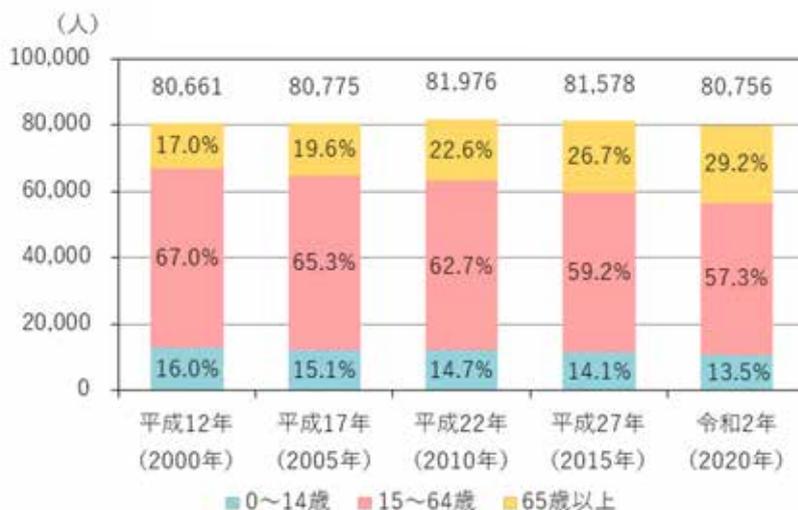
(1) 地域づくりの目標

地域の概況

- 北東エリアは、国道線（国道2号）や大日線（国道312号）沿いに城央エリアから連なる市街地が形成され、その周辺は丘陵・田園地域となっています。
- 市北東部の玄関口として、山陽自動車道や播但連絡道路が通り、多くのインターチェンジ・ランプが設置されています。
- 豊富ランプ周辺では豊富団地（サバービア豊富）が整備されており、花田インターチェンジ周辺では、交通の利便性を生かした流通業務施設の立地がみられます。
- 土師地区では、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の形成を目的とした土地区画整理事業が完了しており、計画的な都市施設の整備が行われています。



■ 人口及び人口構成の推移



資料：総務省「国勢調査」



地域の特徴

- ▶ 市川左岸から国道線（国道2号）沿いの地域は、奈良時代には播磨国分寺が置かれ、室町時代の御着城跡や古墳時代の壇場山古墳群等の史跡が多く、播磨の政治、文化の中心地として古くから栄えた地域です。
- ▶ 別所地区では、貨物基地の移転を契機とした土地区画整理事業が完了し、計画的な都市施設の整備が行われました。
- ▶ 山陽自動車道以北の地域は、銀の馬車道が通っていた大日線（国道312号）沿い市街地が形成され、市川東側の平野部には、田園風景が広がる集落が形成されています。この一帯は、播磨国風土記に蔭山の里、多駝里と記され、古くから人々の生活が営まれてきた本地域では、遺跡等の文化財が数多く点在しています。

地域づくりの目標

利便性の高い交通拠点づくり

- JR御着駅・ひめじ別所駅・香呂駅・溝口駅を中心として、公共交通機関の連携強化や地域の実情に応じた土地利用を誘導し、日常生活の利便性を高める交通拠点の形成を目指します。

地域活性化を牽引する拠点づくり

- 自動車専用道路のインターチェンジ等を生かした土地利用の誘導を図り、豊かな自然に恵まれたゆとりある環境の中で、働き、住み、憩うことのできる地域づくりを目指します。

緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

- 市街地を取り囲む丘陵周辺に開発された住宅地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。

水と緑と歴史のネットワークづくり

- 市街地の外郭を縁取る山並みや農地等の自然空間と、播磨の中心地として栄えた数々の歴史文化遺産を活用し、地域活性化の仕掛けとなる水と緑と歴史のネットワークの形成を目指します。

拠点

地域交流拠点	生活拠点	JR 御着駅・ひめじ別所駅・香呂駅周辺 ▶ 地域の玄関口として、交通結節機能の向上を図るとともに、日常生活を支える都市機能の維持・向上を図ります。
	地域内拠点	JR 溝口駅周辺 ▶ 公共交通によるアクセス性を確保するとともに、商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービスの維持・確保を図ります。
流通拠点		山陽姫路東インターチェンジ周辺、別所貨物基地周辺 ▶ 周辺の自然環境や農地に配慮しつつ、広域交通の利便性を生かした流通業務機能の充実を図ります。

(2) 地域づくりの方針〈北東エリア（南部）〉



土地利用

商業系

J R御着駅・ひめじ別所駅

- 商業業務地として位置づけます。

国道線（国道2号）沿道等

- 沿道型の商業業務地として位置づけます。

工業系

姫路工業団地及び周辺の内陸工業地

- 引き続き工業地としての土地利用を図ります。

山陽姫路東・花田インターチェンジ周辺や別所ランプ周辺

- 地域未来投資促進法に基づく基本計画に位置付けられた重点促進区域への流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するため、土地区画整理事業や民間活力を生かした開発事業手法の導入とあわせて、区域区分や地域地区等に関する都市計画の見直しを適宜検討します。

住宅系

別所地区の複合住宅地

- 住機能と流通業務機能とが調和した緑豊かな住宅地の形成を図ります。

地場産業が集積する複合住宅地

- 工場跡地等における住宅の立地が散見されますが、引き続き工場と住宅との混在を許容する住宅地の形成を図ります。

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

市街化調整区域の既存集落

- 特別指定区域制度の活用により、地域の実情に応じた住環境の維持、保全を図ります。

保全系

仁寿山等の市街地を取り囲む丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

天川の流域に広がる農地・集落地

- 農業を振興する地域として、優良な農地を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。



交通

公共交通

J R御着駅

- 駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。

公共交通空白地域・不便地域

- 地域住民、交通事業者等の多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持・確保を図ります。

道路

幹線道路

- 環状放射道路を構成する御着線、国道線（国道2号）、城北線（国道372号）等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。

道の駅

- 花田インターチェンジ周辺において、利便性・魅力向上機能や広域防災機能、交流機能をあわせ持った道の駅の整備を推進します。



水と緑

公園・緑地

- 地域住民の身近な憩いの場、災害時における避難場所等を確保するため、まとまった規模を持つ公園の計画的な整備を図ります。



生活環境

下水道

- 高木四郷幹線等の老朽化した下水道施設の計画的な改築更新を進めます。
- 経営の効率化及び投資の合理化を図るため前処理場の統廃合を進めます。
- 重点対策地区において、局所的な浸水解消に寄与する雨水対策施設の整備を進めます。



防災

防災機能の強化

- 地域防災拠点として東出張所と飾東出張所を、オープンスペースとして球技スポーツセンターを配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- 森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

河川

- 市川については、計画的な改修等や適切な維持管理を促進します。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。



景観

西国街道沿いの歴史的町並み

- 歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、宿場町の歴史的景観の保全・継承を図ります。

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。

播磨国分寺跡

- 播磨の中心地であった歴史を偲ばせる空間として保全・活用を図ります。



見野古墳群



埋蔵文化財センター



播磨国分寺跡



球技スポーツセンター



市街化調整区域

地域の特性に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



凡		例	
土地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路(環状)	J R線
工業地	農地・集落地	幹線道路(放射)	山陽電鉄
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路(その他)	一級・二級河川
		主要公園・緑地・墓園	水辺

■北東エリアの将来像<南部>

第5章 地域の将来像
〈地域別構想〉

(3) 地域づくりの方針〈北東エリア（北部）〉



土地利用

商業系

J R香呂駅周辺

- 商業業務地として位置づけます。

大日線（国道 312 号）沿道

- 沿道型の商業業務地として位置づけます。

工業系

豊富団地（サバービア豊富）や豊富町豊富、香寺町南部の既存の内陸工業地

- 工業地としての土地利用を図ります。

豊富・砥堀・船津ランプ周辺

- 地域未来投資促進法を活用し、流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するため、土地区画整理事業や民間活力を生かした開発事業手法の導入とあわせて、区域区分や地域地区等に関する都市計画の見直しを適宜検討します。

住宅系

市川沿いの複合住宅地

- 地場産業や軽工業等と調和のとれた住宅地の形成を図ります。

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

市街化調整区域に点在する住宅団地

- 地区計画制度の活用により、現在の住環境の維持、保全を図ります。また、市街化調整区域の既存集落では、特別指定区域制度の活用により、地域の実情に応じた住環境の維持、保全を図ります。

土師地区や岩部地区

- 集落地区計画に基づく新規住宅等の適正な立地を誘導します。

保全系

増位山、広嶺山等の市街地を取り囲む丘陵や地域北側に広がる丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。

増位山や広嶺山

- 豊かな自然や増位山随願寺、広峯神社等の歴史文化遺産に触れることができる拠点として、優れた歴史的風土を損なわない範囲で利用環境の向上を図ります。

市川の流域に広がる農地・集落地

- 農業を振興する地域として、優良な農地を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。



交通

公共交通

J R 仁豊野駅・砥堀駅

- 駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により、利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。

J R 香呂駅・溝口駅

- 都心部に向かう放射状道路の混雑を緩和し、地域内交通の円滑化を図るため、パークアンドライドを推進します。

公共交通空白地域・不便地域

- 地域住民、交通事業者等の多様な地域関係者と連携するとともに、隣接する福崎町とも連携しながら、生活交通の維持・確保を図ります。



連携コミュニティバス（ふくひめ号）

道路

幹線道路

- 環状放射道路を構成する大日線（国道 312 号）、川手線等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。



水と緑

姫路セントラルパーク

- 周囲の自然環境を保全しながら、地域住民のみならず広域圏の人々に親しまれる施設として活用します。

公園・緑地

- 既設公園の統廃合や集約化を含めた再編と活性化に取り組みます。



姫路セントラルパーク



生活環境

下水道

- 経営の効率化及び投資の合理化を図るため船津南部地区等の農業集落排水施設の公共下水道への統廃合を進めます。



防災

防災機能の強化

- 地域防災拠点として北出張所、船山出張所、香寺事務所を、オープンスペースとして豊富球場、農業振興センター、香寺総合公園スポーツセンター、香寺中学校、香寺温水プールを配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置し、これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- 森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

河川

- 市川については、計画的な改修等や適切な維持管理を促進します。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。



景観

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。

増位山や広嶺山、神谷ダム周辺

- 豊かな水と緑が織りなす自然景観を保全するとともに、市街地を望む眺望点や身近に自然とふれあえる場として活用します。



香寺のコスモス



甲山浄水場 完成イメージ図



農地・集落地が多いけど、今後どうなるの？

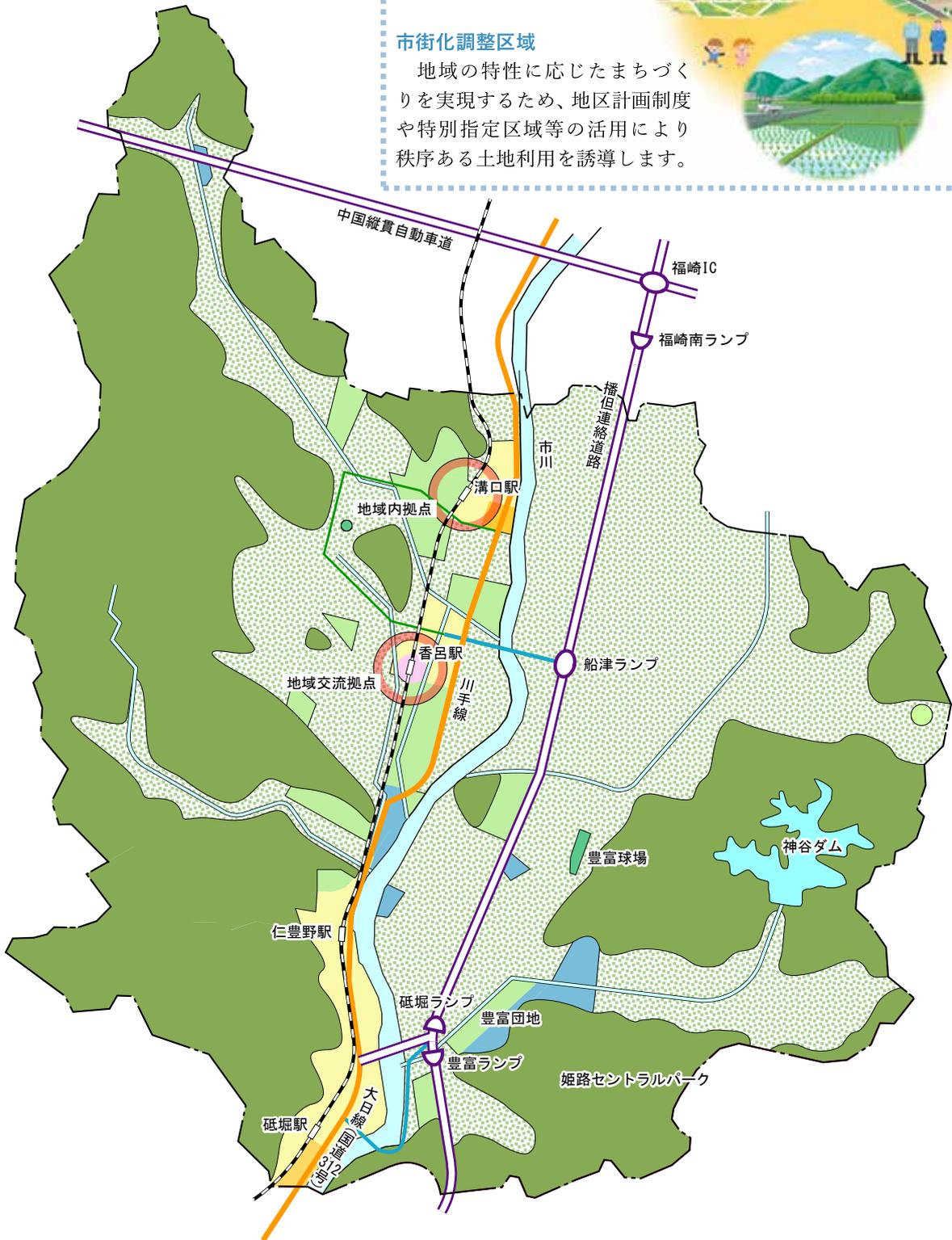
都市計画マスタープランに記載している農地・集落地（主に、市街化調整区域や都市計画区域外）は、市域の土地利用を自然環境との調和や地域の特性に留意した上で、保全すべき土地のうち農業の振興等を図る区域としているよ。

この計画には記載していないけど、「姫路市農林水産ビジョン」では多様な恵みを活かした持続可能な農林水産業の実現に向けて取組を進めていることや、地域ごとに農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」を策定し、地域における農業の将来の在り方等を示すことで、大切な農地を次世代に引き継ぐための取組など、住民・行政・事業者が連携して多様な取組を進めているよ。



市街化調整区域

地域の特性に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



凡		例	
土地 利 用		都 市 施 設	
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路
商業業務地	専用住宅地	幹線道路（環状）	J R 線
工業地	農地・集落地	幹線道路（放射）	山陽電鉄
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路（その他）	主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺

■北東エリアの将来像<北部>

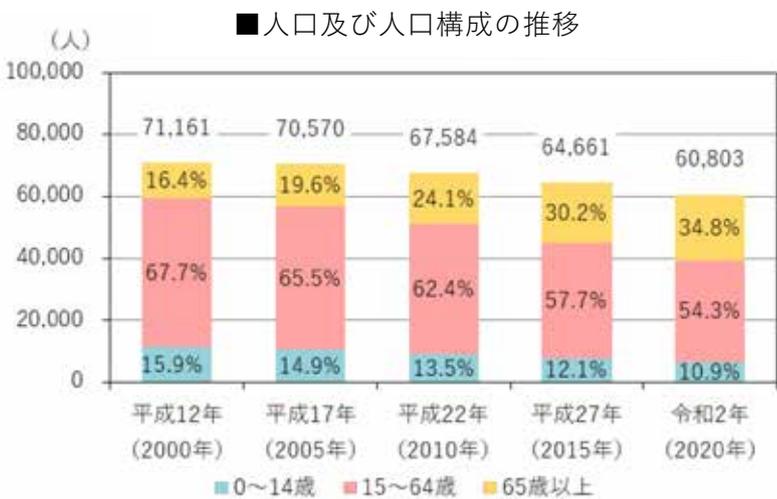
6

北西エリア

(1) 地域づくりの目標

地域の概況

- 北西エリアは、中国山地の山々や西播丘陵、夢前川等に囲まれた森林丘陵・田園地域となっています。
- 地域内は南北に連なる丘陵でいくつかに分かれ、夢前川、菅生川、大津茂川、林田川のそれぞれの流域には、田園風景の広がる市街地、集落が形成されています。
- 広域交通を受け持つ中国縦貫自動車道や山陽自動車道、国道29号南線（姫路西バイパス）が通り、姫路西インターチェンジや夢前スマートインターチェンジ等が設置されています。



資料：総務省「国勢調査」



地域の特徴

- ▶ 因幡街道が通る交通の要衝で林田藩の陣屋町として栄えた林田地区や、西国街道（山陽道）や因幡街道の要衝であった青山・飾西地区では、陣屋町や宿場町としての歴史的な町並みが残っています。
- ▶ 地域を南北に連絡する国道29号や、地域を東西に連絡するJR姫新線が通り、JR余部駅・太市駅が設置されています。
- ▶ 北部農山村地域は、多様な農林産物の宝庫であり、江戸時代には木綿の生産地として全国的に知られていました。現在も有機栽培された米、そば、いちご、ハーブ、ゆず、小豆、卵やスギ材など個性のある農林産物が多く作られています。
- ▶ 名峰雪彦山や名勝鹿ヶ壺を含む雪彦峰山県立自然公園、播磨富士と呼ばれる明神山、古くからひらけた塩田温泉、書写山等からなる西播丘陵県立自然公園、陣屋町や宿場町の歴史的な町並み、書写山円教寺、置塩城跡、古井家住宅、塩野六角古墳等の地域に点在する文化財など、多彩な自然環境や歴史文化遺産が地域の魅力となっています。

地域づくりの目標

利便性の高い交通拠点づくり

- JR余部駅・太市駅、夢前・安富地域事務所を中心として、公共交通機関の連携強化や地域の実情に応じた土地利用を誘導し、日常生活の利便性を高める交通拠点の形成を目指します。

地域活性化を牽引する拠点づくり

- 自動車専用道路のインターチェンジ等を生かした土地利用の誘導を図り、豊かな自然に恵まれたゆとりある環境の中で、働き、住み、憩うことのできる地域づくりを目指します。

緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地づくり

- 計画的に開発された住宅団地を中心に、道路や公園等の都市施設が整い、周囲の緑と調和したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を目指します。

自然・田園・歴史を生かしたレクリエーション空間づくり

- 雪彦峰山・西播丘陵県立自然公園等の豊かな自然環境、夢前川・菅生川・大津茂川・林田川流域に広がる田園環境、地域に点在する歴史文化遺産を保全・活用し、多様なレクリエーション空間の形成を目指します。

拠点

地域交流拠点	生活拠点	JR余部駅周辺 ▶ 地域の玄関口として、交通結節機能の向上を図るとともに、日常生活を支える都市機能の維持・向上を図ります。
	地域内拠点	林田出張所周辺、夢前・安富事務所周辺 ▶ 公共交通によるアクセス性を確保するとともに、商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービスの維持・確保を図ります。
	流通拠点	山陽姫路西インターチェンジ周辺 ▶ 周辺の自然環境や農地に配慮しつつ、広域交通の利便性を生かした流通業務機能の充実を図ります。

(2) 地域づくりの方針〈北西エリア（南部）〉



土地利用

商業系

J R余部駅周辺

- 夢前川とJ R姫新線に挟まれている地形的要因から、幹線道路沿道を含めた範囲を、商業業務地として位置づけます。

工業系

山陽姫路西インターチェンジ周辺、太市・相野出屋敷・相野・石倉・下伊勢ランプ周辺

- 地域未来投資促進法を活用し、流通業務施設や工業施設等の立地を適正に誘導するため、土地区画整理事業や民間活力を生かした開発事業手法の導入とあわせて、区域区分や地域地区等に関する都市計画の見直しを適宜検討します。

住宅系

一般住宅地及び専用住宅地

- 適切な道路等の整備及び土地利用の誘導を通じて、良好な住環境を備えた中低層住宅地又は低層住宅地の形成を図ります。

林田地区

- 田園環境との調和を図りつつ、生活利便機能や交流機能を備えた住宅地の形成を図ります。

青山地区等の山麓部に開発された低層住宅地

- ゆとりある快適な住環境の維持・保全を図ります。

市街化調整区域に点在する住宅団地

- 地区計画制度の活用により、現在の住環境の維持・保全を図ります。また、市街化調整区域の既存集落については、特別指定区域制度の活用により、地域の実情に応じた住環境の維持、保全を図ります。

J R太市駅周辺地区

- 無秩序な土地利用を整序・抑制しながら、駅周辺の特長や実情に応じた適正な土地利用を誘導します。

保全系

書写山等の市街地を取り囲む丘陵

- 良好な都市環境や都市景観を形成する重要な緑として保全を図ります。



ミオロッソ書写

書写山

- 豊かな自然や書写山円教寺等の歴史文化遺産に触れることができる拠点として、優れた歴史的風土を損なわない範囲で利用環境の向上を図ります。

菅生川、大津茂川、林田川の流域に広がる農地・集落地

- 農業を振興する地域として、優良な農地を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。

**交通****公共交通****JR余部駅・太市駅**

- JR余部駅については、駅舎の近代化、アクセス道路の改善、駅前広場の整備等により利便性や周辺の利用環境の向上を図ります。
- JR余部駅・太市駅については、都心部に向かう放射状道路の混雑を緩和し、地域内交通の円滑化を図るため、パークアンドライドを推進します。

バス路線

- 路線バス停留所までの距離が遠い住宅地が散在する一方で、郊外部と姫路駅を結ぶ便数が潤沢であることから、新たな運行ルートを設定することで路線を平準化し、利用者増加を目指した再編を行います。

公共交通空白地域・不便地域

- 一定規模の面積・人口が集積している公共交通空白地域・不便地域においては、優先的に地域住民や交通事業者と連携しながら、地域公共交通の導入を進めます。

道路**幹線道路**

- 放射道路を構成する国道線（国道2号）、田井線及び国道29号北線（国道29号）等を骨格とした幹線道路網の形成を図ります。

**水と緑****公園・緑地**

- 自然観察の森、宿泊型児童館（星の子館）、姫路科学館（アトム館）、県立こども館等と一体となった、子ども達の豊かな感性と創造力を育むレクリエーションの拠点として桜山公園の適正な維持管理と利用環境の向上を図ります。



桜山公園

自然・田園環境

- 幅広い世代が楽しめる環境学習施設として、伊勢自然の里・環境学習センターの活用を図ります。

**生活環境****下水道**

- 経営の効率化及び投資の合理化を図るため打越・毛野地区の農業集落排水施設の公共下水道への統廃合を進めます。

**防災****防災機能の強化**

- 地域防災拠点として林田出張所と西出張所を、オープンスペースとして林田中学校と書写中学校を配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- 森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等

- 指定の状況を踏まえた土地利用を誘導します。

河川

- 夢前川、林田川については、周辺環境に配慮し、適切な維持管理を促進します。

**景観****林田地区や青山地区等の古道沿いの歴史的町並み**

- 歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、陣屋町や宿場町の歴史的景観の保全・継承を図ります。

景観形成上重要な建造物等

- 保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。



星の子館



鴨池弁天島（州浜神社）



市街化調整区域

地域の特性に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域等の活用により秩序ある土地利用を誘導します。



第5編 地域の将来像
〈地域別構想〉

凡		例		
土地 利 用		都 市 施 設		
拠点商業業務地	一般住宅地	自動車専用道路	補助幹線道路	一級・二級河川
商業業務地	専用住宅地	幹線道路(環状)	J R 線	水辺
工業地	農地・集落地	幹線道路(放射)	山陽電鉄	
複合住宅地	山地・丘陵	幹線道路(その他)	主要公園・緑地・墓園	

■北西エリアの将来像<南部>

(3) 地域づくりの方針〈北西エリア（北部）〉



土地利用

- 兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」による環境形成区域の区分に基づき、「まちの区域」等においては、人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図ります。
- 安志北の台地区では、地区整備計画により、現在の住環境の維持・保全を図ります。
- 山地・丘陵においては、森林等に係る各種制度の活用により豊かな自然環境の適正な保全・管理を図るとともに、自然保護に十分配慮しつつ、自然環境と調和したレクリエーション地として活用を図ります。
- 夢前川、菅生川、林田川の流域に広がる農地・集落地は、農業を振興する地域として、優良な農地を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図ります。
- 夢前スマートインターチェンジ周辺においては、地域未来投資促進法などを活用し、流通業務施設や工業施設等の立地を支援します。



交通

- 夢前町と安富町との連携を強化し、JR姫新線が活用できる環境を整えるため、これらの地域間を結ぶ公共交通の導入を検討します。
- 公共交通空白地域・不便地域においては、地域住民、交通事業者等の多様な地域関係者と連携しながら、生活交通の維持・確保を図ります。
- 既存バス路線の維持が困難な区間については、新たなサービスによる移動手段を確保することで地域住民の利便性向上を図ります。



コミュニティバス（雪彦）



生活環境

- 経営の効率化及び投資の合理化を図るため安志・長野地区のコミュニティ・プラント等の公共下水道への統廃合を進めます。



防災

- 地域防災拠点として夢前事務所と安富事務所を、オープンスペースとして鹿谷中学校、夢前高等学校、安富中学校、安富スポーツセンター、コミュニティ防災公園を配置するとともに、小学校区及び義務教育学校区を基本とした生活圏においてコミュニティ防災拠点を配置します。これらの施設については、耐震性の向上や設備等の自立性を確保するなど防災機能の強化を図ります。
- 森林、緑地の持つ保水機能等の保全と土砂災害等の防止を図ります。

- 夢前川については、計画的な改修等や適切な維持管理を促進します。



景観

- 因幡街道沿いの歴史的町並みを、歴史的町並み景観形成ゾーンとして位置付け、歴史的景観の保全・継承を図ります。
- 景観形成上重要な建造物等を、保護制度等を活用することで保存・修復し、まちづくりの中で活用を図ります。
- 雪彦山や鹿ヶ壺、明神山等の水と緑が織りなす自然景観や、置塩城跡等の優れた歴史的風土の保全・活用を図ります。



夢前川 新庄の桜



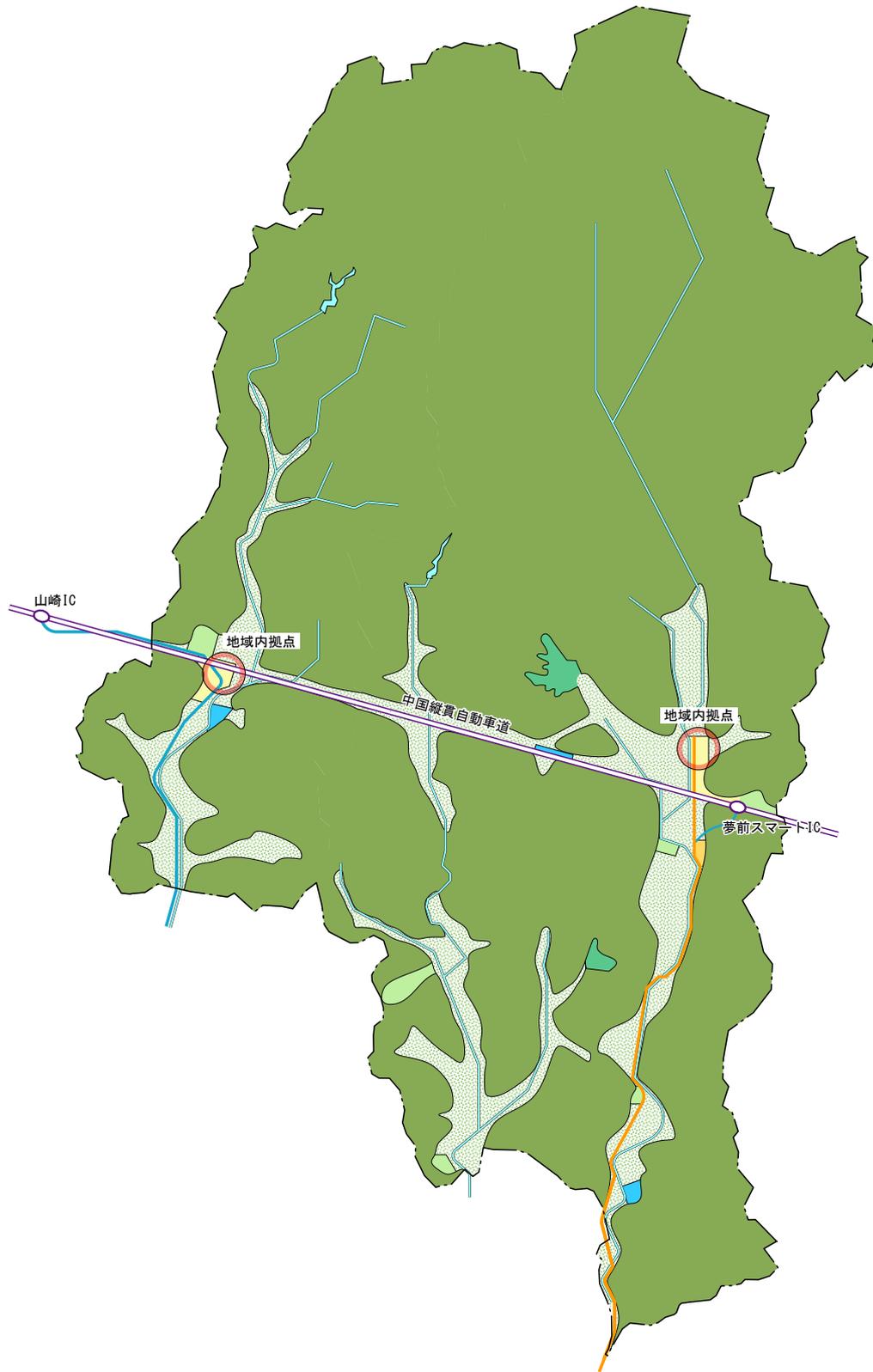
鹿ヶ壺



都市計画マスタープランに書かれていることしか行われたいの？

都市計画マスタープランは、土地利用や市街地形成など主に都市計画に関する将来像を記載しているんだ。本計画に記載していること以外にも、郊外部に移住したい若者世帯を応援する制度など多様な取組を進めているよ。





土地 利 用		都 市 施 設		
■ 拠点商業業務地	■ 一般住宅地	■ 自動車専用道路	■ 補助幹線道路	■ 一級・二級河川
■ 商業業務地	■ 専用住宅地	■ 幹線道路（環状）	■ JR線	■ 水辺
■ 工業地	■ 農地・集落地	■ 幹線道路（放射）	■ 山陽電鉄	
■ 複合住宅地	■ 山地・丘陵	■ 幹線道路（その他）	■ 主要公園・緑地・墓園	

■北西エリアの将来像<北部>

6

第 6 章

実現化方策



1 市民との協働によるまちづくり

地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が連携し、適切な役割分担により、取組を進めていく必要があります。

そのため、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて本計画の周知を図るとともに、ワークショップ開催など市民の取組を支援し、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。

また、アドバイザーの派遣やまちづくり活動の助成等により、住民主体のまちづくりの取組を支援します。



2 土地利用の規制と誘導

大勢の人が生活している都市においては、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを定めて、それをお互いが守っていくことが重要になります。そのため、本市では現在、計画的に都市づくりを進めていくため、都市計画法に基づく土地の使い方や建物の建て方についてルールを設けています。

都市計画法に基づいて定めるルールの手法としては、代表的なものとして開発許可制度、地域地区制度、地区計画制度があります。本計画で定めた将来像の実現に向けては、これらの規制誘導手法を適正に運用し、都市づくりのルールの策定又は変更を行うこととなります。

3 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは中長期的な展望に立って定めた基本方針であるため、「姫路市総合計画」や「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」の見直しや社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、情勢に応じた必要な見直しを行います。

また、都市計画基礎調査等をもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、5年ごとに進行管理を行うとともに、概ね10年ごとに見直しの検証を行います。



市民・事業者・行政で連携しながら取組を進めるんだね!



社会情勢の変化にあわせて見直しもするみたいだね。



私たちが積極的にまちづくりに参加していきたいね!
でも、何から始めたらいいんだろう?

たとえばだけど、地域で解決したい課題があったときは、まずは、地域のみなさんで、何度も話し合っ、地域の課題の共有やどのようなまちにしていきたいかというまちづくりの方向性を決める必要があるよ。

行政は、まちづくりの実現に向けて、事業手法の検討など、住民主体のまちづくりを支援するんだ。

事業者は、事業の専門性を生かして、サービスを提供していくよ。



なるほど、まずは地域のことを知る必要があるね。

そうだね。これからは君たちの時代だよ。自分たちで将来のまちをどうしていきたいか、考えていきたいね。



用語解説

【五十音順】



アスベスト

天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれている。鉄骨造建築物等の軽量耐火被覆材として 1960 年代に多く使用されていたが、石綿関連疾患の発生が明らかになり、現在では使用が制限されている。

(→P50)

ウォーカブル

歩く (walk) とできる (able) を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩くのが楽しい」という意味。居心地が良く歩きたくなるまちづくりのこと。

(→P3、48、49、61、62)

エコパークあぼし

網干に整備したごみ処理施設の総称。ごみ焼却施設、再資源化施設、網干環境学習センター、余熱を利用した健康増進センターを有する。

(→P52)



カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えること。

(→P40)

カーボンニュートラルポート (CNP)

港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図る取組。

(→P52、70、76、77)

管渠

地下水路のことを幅広く指す言葉。

(→P51)

環境の保全と創造に関する条例 (兵庫県)

ゆとりと潤いある美しい環境の創造やヒートアイランド現象の緩和等を目的とした条例。市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務付けている。

(→P47)

観光ゲートウェイ

観光地へのアクセスを容易にするための拠点や施設を指す。観光客が訪れる際の玄関口となる場所。

(→P43)

緩衝緑地

臨海部と市街地を分離するために設置した緑地帯。大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止又は緩和等を図るほか、産業災害から地域の人々の安全を守り、災害時等の緊急時の避難地となる緑地。

(→P32)

既成市街地

道路が整備され建築物が連たんする（連続して存在している状態である）など既に市街化が形成されている地域で、人口密度が 1ha 当たり 40 人以上の地区が連たんして 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。

(→P48、49)

キャストイ 21 計画

姫路駅周辺整備事業の計画。キャストイ 21 とは、「キャッスル (城)」と「シティ (都市)」に 21 世紀を合成したもので、姫路駅周辺地区整備事業の愛称名として命名したもの。

(→P48)

区域区分

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。「線引き」とも言われる。

(→P7、12、22、71、86、90、96)

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進め

る取組。

(→P46)

景観協定

景観法に基づき、地域の景観を保全し、増進するため、住民が自主的に規制を行うことができる制度。

(→P50)

景観計画

景観法に基づき、良好な景観形成を図るための基本方針や行為の制限等を定めた計画。

(→P56)

景観計画区域

景観計画を定める区域。

(→P56)

景観重要建造物

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物に対して所有者の意見を聴いた上で市長が指定するもので、現状変更の規制により外観の保全を図るもの。

(→P58)

減災

防災が被害を出さないという考え方であるのに対し、減災は、あらかじめ被害の発生を想定した上で、発生し得る被害を最小化するという考え方。

(→P23、26、27、28、41、53、54、71、78)

建築協定

建築基準法に基づき、住環境等を維持、向上させるため、一定の区域について居住者が自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠等に関する基準について協定を締結するもの。

(→P50)

公共下水道

主として市街地における下水(し尿、生活雑排水)を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置、管理する下水道。

(→P51、52、91、98、100)

高次都市機能

都市が持つ様々な機能のうち、商業・業務・教育・

医療機能など、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域を対象にした質の高い都市的サービスを提供する機能。

(→P10、17、19、23、30、31、33、48、61、62)

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段(又は同じ交通手段)の接続が行われる交通結節点における通路、乗降施設、乗換え待ちスペース等の機能。

(→P17、19、23、40、48、62、69、76、85、95)

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段(又は同じ交通手段)を相互に連絡する乗換え、乗継ぎ施設。

(→P40)

合流式下水道

汚水、雨水を同一の管渠で排除する方式の下水道。古くから下水道事業を行っている市街地で採用されている。

(→P65)

国立公園

わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、自然公園法に基づき環境大臣が指定するもの。

(→P33、82)

コミュニティバス

住民の交通利便性を増進するため、自治体等が運営し、一定地域内で運行するバス。

(→P38、40、82、91、100)

コミュニティ・プラント

市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理する小規模な汚水処理施設。

(→P51、100)

コンベンション

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的・テーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。

(→P24)

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。

(→P26、51、52)

里山林

人里離れた奥深い山ではなく、人里から近い距離にあって人々の生活と結びついた山、森林。

(→P45)

サプライチェーン

事業活動における、原料の調達、製造、物流、販売、廃棄等の一連の流れ全体。

(→P25)

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(→P3、12、13、22、23、30、34)

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

(→P12、14、19、22、24、32、33、36、37、63、77、86、89、90、92、93、96、99)

持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットで構成されており、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を基本理念として、国際社会全体が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。

(→P2)

自転車レーン

自転車専用通行帯のこと。

(→P44、65)

社会資本総合整備計画

地方公共団体が地域の交通、安全、経済基盤、生活環境等の社会資本を整備するための計画。

(→P3)

集落地区計画

都市計画法と集落地域整備法に基づく地区計画等の 1 つ。集落地域整備法に定める集落地域のうち宅地として整備する区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために定めるもの。

(→P90)

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

(→P51、52、69)

水源の涵養

降った雨が土壌にゆっくりしみ込むことにより、水を貯え、水質を浄化し、災害を防止すること。

(→P45)

た行

ダウンサイジング

規模を縮小すること。小型化すること。水道事業では、水需要の減少や技術進歩に伴い施設更新等に合わせて能力を縮小し、施設の効率化を図ることをいう。

(→P51)

地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地等の土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、容積率、建ぺい率等を定めた用途地域、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区等がある。

(→P3、86、90、96、105)

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるもの。

(→P3、32、33、34、36、47、50、63、73、89、90、93、96、99、105)

デマンド型乗合タクシー

利用者からの予約を受けて運行する乗合型タクシー。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組合せにより、多様な運行形態が存在する。

(→P40)

都市計画基礎調査

都市計画法に定められた定期調査で、人口や土地利用など、都市の現状と都市化の動向について調査を行うもの。

(→P106)

都市計画区域

都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

(→P3、12、14、22、92)

都市計画公園・緑地

都市計画法に基づき都市計画決定している公園又は緑地。整備済のものと未整備のものがある。都市計画決定とは、都市計画法に基づく手続により、都市の将来像の実現に必要な施設整備の区域や内容を明示するとともに、長期的視点に立って施設整備を行うために必要な建築制限等を講じること。

(→P47)

都市計画事業

都市計画決定している都市施設及び市街地開発事業について、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる事業をいう。

(→P60)

都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定している道路。

整備済のものと未整備のものがある。

(→P43)

都市計画法

都市における土地利用と都市施設の整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、区域区分や地域地区の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容及びその決定手続、各種制限及び事業等について定めている。

(→P3、105)

都市景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に都市景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P56、58、66)

都市景観重要建築物等

「姫路市都市景観条例」に基づき、都市景観形成上重要と認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を指定して、その保全を図るもの。

(→P58)

都市施設

道路や公園、下水道など円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

(→P2、3、23、24、62、65、68、69、76、79、84、85、95)

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

(→P3、48、49、50、61、65、68、69、71、75、79、84、86、90、96)

トランジットモール

都心部の商業地等において、自動車（一般車両）の通行を制限した、歩行者と路面を走行する公共交通機関（バスや路面電車等）による空間。

(→P43、64)



南海トラフ地震

南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震のこと。

(→P26、53、54、72、79)

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、総合的に農業の振興を図るために設定された区域。

(→P68)



パークアンドライド

自家用車を郊外の鉄道駅やバス停等に設けた駐車場に停めて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地へ行く方法。

(→P91、97)

バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁を除去するという考え方。

(→P38、40、43)

播磨国風土記

713年に朝廷が諸国に命じて編さんさせたもので、現存する5か国の風土記のひとつ。

(→P68、84)

播磨臨海地域道路

神戸市から播磨臨海地域を連絡し、太子町に至る延長約50kmの道路。国道2号バイパスの渋滞解消、広域的防災に資する道路ネットワークの確保ととも

に、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に必要な道路として計画されている。

(→P41、71、76、78)

ビオトープ

ビオトープ (biotope) は、ギリシャ語の「bios (生命)」と「topos (場所)」を語源とする言葉で、特定の生物が生息・生育できるように整えられた環境や空間を指す。

(→P46)

姫路市屋外広告物条例

良好な景観の形成及び風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的とした条例。市内に掲出される屋外広告物に対し、その種類や掲出する地域に応じた規制を行っている。

(→P58)

姫路市都市景観条例

歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成を図り、市民一人ひとりが愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちの実現に資することを目的とした条例。

(→P56)

風景形成地域

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に風景の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地域。

(→P56)

防火地域・準防火地域

都市計画法で定められる地域地区の1つ。火災の危険を防除するため、建築物の構造を制限して不燃化等を義務付けるものであり、用途地域を補完するもの。

(→P65)

歩行者利便増進道路制度 (ほこみち制度)

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保し、地域の活力を創造することを目的とした制度。車線を減らして歩道を拡げる等して、歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能となる。

(→P43、64)

ま行

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県）

線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林や緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図ることを目的とした条例。

(→P22、100)

モビリティサービス

移動手段を提供する様々なサービスの総称。

(→P24、38、40、64)

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

(→P40)

や行

優良な農地（優良農地）

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地など。

(→P31、71、86、91、97、100)

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(→P43)

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を都市計画法に基づいて定めた地域。建築物の用途の制限とあわせて、容積率や建ぺい率の制限等を定めている。

(→P3、34、49)

ら行

ライフサイクルコスト

施設の整備から維持管理、運営、解体、廃棄までの全体の経費。

(→P41)

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

(→P48、73)

旅客船ターミナル（旅客ターミナル）

旅客が交通機関を利用する際に、必要な手続きや待ち合わせを行う施設。

(→P40、75、76)

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結するもの。

(→P47)

臨港道路

港とその背後にある地域とを結び、人や貨物の往來を円滑にするための道路。

(→P71)

歴史的町並み景観形成地区

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要がある区域として、良好な景観を形成するための必要な事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている地区。

(→P56)

レクリエーションファーム

手軽に農業を楽しむことができる都市型市民農園。農地所有者によって開園されている。

(→P45)

わ行

ワークショップ

まちづくりの企画段階から実施まで、相互交流や共同作業によって、市民が事業をつくりあげる市民

参加型のまちづくり手法。

(→P105)

【英字順】

CSR

Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)の略。企業の社会的責任。企業が社会や環境に対して責任を持ち、積極的に貢献すること。

(→P45)

MaaS

Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレス(途切れず)に一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

(→P40)

MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

(→P24)

姫路市都市計画マスタープラン

- ・ 姫路市都市計画マスタープラン 策定
平成 18 年（2006 年）3 月
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン 第 1 回改定
平成 27 年（2015 年）3 月
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン 第 2 回改定
令和 8 年（2026 年）3 月

発行 姫路市 都市局 まちづくり部 都市計画課
〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
TEL : 079-221-2534 FAX : 079-221-2757
E-mail : tkeikaku@city.himeji.hyogo.jp
